

がん保険(01)

平成 22 年 3 月②

1. ご契約の前には、**契約概要** を必ずお読みください。
2. また、ご契約のお申し込みにあたって、**注意喚起情報** を必ずお読みください。
◆特に**④ 「保険金・年金・給付金などが支払われない場合」**をご確認ください。
◆現在のご契約を見直す際には、**⑦ 「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」**をご確認ください。



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

目 次

ご契約に際しての重要事項（契約概要）

がん保険（01）	4
がん保険（01）を充実させるための特約	7
お問い合わせ・ご相談などについて	7

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）

1 クーリング・オフ制度	10
2 告知義務について	10
3 責任開始期について	11
4 保険金・年金・給付金などが支払われない場合	11
5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について	11
6 解約と解約返戻金について	12
7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて	12
8 保険金額、年金額、給付金額などが削減される場合について	13
9 生命保険契約者保護機構について	13
10 保険金・年金・給付金などのお支払事由が生じた場合について	13
11 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客様へ	14
12 お問い合わせ・ご相談などについて	14

ご契約に際して

5 健康状態・職業などの告知義務について	48
6 保険会社の責任開始時期について	50
7 保険金などについて	53
8 保険金・給付金をお支払いできない場合について	57
9 保険料について	59
10 保険料の払込について	60
11 保険料払込猶予期間とご契約の失効について	62
12 ご契約の復活について	64
13 ご契約後について	65
14 保険証券の確認について	66
15 解約と解約返戻金について	67
16 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について	68
17 被保険者によるご契約者への解約の請求について	69
18 保障内容の見直しをご検討の方へ	70
19 保険金受取人の変更について	71
20 死亡保険金受取人または給付金受取人が死亡された場合	72
21 保険金・給付金などご請求に関して訴訟となった場合について	73
22 生命保険と税金について	74

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	21
主な保険用語のご説明	22
お願いとお知らせ	25
1 申込書・告知書のご記入について	26
2 クーリング・オフ制度について	26
3 保険契約の締結について	27
4 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて	27
5 支払査定時照会制度について	28
6 個人情報の取扱について	29
7 保険金額、年金額、給付金額等が削減される場合について	30
8 「生命保険契約者保護機構」について	31
9 業務または事務の委託について	33
10 株式会社について	33
11 当社の勧誘方針について	34
特徴としくみについて	35
1 がん保険（01）の特徴としくみ	36
2 保険金・給付金などのお支払いについて	38
3 指定代理請求特約について	43
4 ご契約の更新について	45

約 款

●がん保険（01）普通保険約款	78
●家族がん特約（01）	93
●別表	101
●指定代理請求特約	108
●団体扱特約	112
●特別団体扱特約	114
●集団扱特約	116
●預金口座振替特約	118
●預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）	120
●保険料クレジットカード払特約	121

保険金・給付金などご請求について

保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために	124
保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例	127

はじめに

このたびは、「がん保険（01）」のお申し込みをご検討いただきましてありがとうございます。この冊子は、ご契約に関する大切なことからを記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、お伺いしている当社募集代理店、営業社員、またはお近くの支社・営業所までお問合せください。

内容は、次の5つの部分に分かれています。



①ご契約に際しての重要事項（契約概要） 3～7ページ

ご契約のお申し込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） 9～14ページ

ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



③ご契約のしおり 15～75ページ

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続き、税法上の特典など、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。必ず、ご一読ください。



④約 款 77～122ページ

ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。

①ご契約に際しての重要事項（契約概要）、②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）と③ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



⑤保険金・給付金などのご請求について 123～133ページ

保険金・給付金などをもれなくご請求していただくための確認事項と保険金・給付金などをお支払できる場合、できない場合の具体的な事例を記載しています。必ず、ご一読ください。



ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

がん保険 (01)

ご契約例

40歳男性
A I型
保険期間：10年満了
保険料払込期間：全期払
がん入院給付金日額：20,000円

ご契約例における保険料（月払保険料・口座振替扱）

ご契約後 10年間	4,872円
更新後（50歳以降）10年間	9,066円

※保険料は、平成22年3月時点での保険料率に基づいて計算しており、更新後の保険料は今後変動することがあります。

保険期間の始期 90日	がんに対する保障開始 (91日目から)	45歳 生存給付金 50,000円	50歳 生存給付金 50,000円
	がん入院給付金 がんで入院されたとき 1日につき	20,000円	
	がん長期入院給付金 がん入院日数が 181日から 181日継続したとき 1日につき さらに	10,000円	
	がん手術給付金 がんで所定の 手術を受けられたとき 種類により 1回につき (がん入院給付金日額の10・20・40倍)	20・40・80万円	90歳 まで自動 更新
	がん診断給付金 がんと診断確定され、 治療または入院を開始されたとき (がん入院給付金日額の150倍)	300万円	
	がん通院給付金 がんで5日以上入院して 退院後通院されたとき 1日につき	10,000円	
	がん死亡保険金 がんで死亡されたとき	200万円 (がん入院給付金日額の100倍)	
死亡給付金 がん以外で死亡されたとき		既払込保険料相当額 (200万円限度)	

保険期間

40歳

50歳

- 既払込保険料相当額は、がん入院給付金日額に対する月払保険料に死亡日までの経過月数を乗じて計算します。詳しくは、約款別表「既払込保険料累計額」をご覧ください。
- お客様のご契約のがん入院給付金日額、保険期間、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書にてご確認ください。

- お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

正式名称	がん保険（01）	
特徴	がんに罹患した場合のさまざまな保障を確保できます。	
支払事由	がん診断給付金	1回目：初めてがんと診断確定され、治療を開始したとき 2回目以降：がんと診断確定され、入院を開始したとき*
	がん入院給付金	がんにより入院をしたとき
	がん長期入院給付金	がん入院給付金の支払事由に該当する入院が181日以上継続したとき
	がん手術給付金	がんにより所定の手術を受けたとき
	がん通院給付金	がんにより継続して5日以上入院し、その退院日の翌日から120日以内に通院したとき (1回の入院の通院につき30日まで、通算1,000日まで)
	がん死亡保険金	がんにより死亡したとき
	死亡給付金	がん以外の事由により死亡したとき
	生存給付金	生存給付金の支払日の前日未に生存しているとき
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> 所定の高度障害状態となったとき 不慮の事故により所定の身体障害状態となったとき 	
保険期間	5～20年満了（5年きざみ）／55歳～80歳満了（5歳きざみ）／終身 (契約年齢等により異なります。)	
	保険期間が「年満了」の場合、最長90歳まで自動更新できます。	
保険料払込期間	55歳～80歳払済（5歳きざみ）／全期払	
契約年齢範囲	6歳～70歳（保険期間等により異なります。）	
がん入院給付金日額	10,000円～40,000円（契約年齢等により異なります。）	
契約者配当金	ありません	
解約返戻金	保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。 がん死亡保険金の保険金額が限度になります。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> がんに対する保障は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日経過後に開始します。がんに対する保障の開始までにがんと診断確定された場合は、保険契約は無効となります。 【死亡給付金不担保特則】を付加すると、被保険者が、がん以外の事由により死亡した場合でも、死亡給付金は支払いません。この場合、死亡時の解約返戻金を契約者に支払います。 【がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則】を付加すると、がんにより所定の高度障害状態となった場合、がん高度障害保険金が支払われます。この場合、被保険者が高度障害状態となったときから契約は消滅します。また、保険料の払込の免除は取り扱いません。 	

*がん診断給付金の2回目の支払いは、初めてがん診断給付金が支払われることになった診断確定日から、3回目以降の支払いは、前回がん診断給付金の支払われることになった最後の入院の開始日から、それぞれその日を含めて2年を経過していることが条件となります。

●免責事由など、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

○保険金・給付金の種類と保険契約の型

	A I型	A II型 *	B I型	B II型	B III型	B IV型
がん診断給付金	●	●	●	●		
がん入院給付金	●	●	●	●	●	●
がん長期入院給付金	●	●	●	●	●	●
がん手術給付金	●	●	●	●	●	●
がん通院給付金	●		●		●	
がん死亡保険金	●	●	●	●	●	●
死亡給付金	●	●	●	●	●	●
生存給付金	●	●				

* A II型は、新規のご契約についてお取扱いしておりません。

がん保険（01）を充実させるための特約

特約名称	内 容
家族がん特約（01）	<ul style="list-style-type: none"> がんにより入院したとき家族がん入院給付金をお支払いします。 がんによる入院が 181 日以上継続したとき家族がん長期入院給付金をお支払いします。 がんにより所定の手術を受けたとき家族がん手術給付金をお支払いします。（家族がん入院給付金日額の 10・20・40 倍） がんと診断確定され治療を開始されたとき、家族がん診断給付金をお支払いします。 がんによる所定の入院後、その退院日の翌日から 120 日以内に通院したとき家族がん通院給付金をお支払いします。 (1 回の入院の通院につき 30 日まで、通算 1,000 日まで) がんにより死亡したとき家族がん死亡保険金をお支払いします。 がん以外により死亡したとき家族死亡給付金をお支払いします。 【家族死亡給付金不担保特則】を付加すると、特約の被保険者が、がん以外の事由により死亡した場合でも、家族死亡給付金はお支払いしません。 【家族がん高度障害保険金支払特則】を付加すると、特約の被保険者が、がんにより所定の高度障害状態となったとき、家族がん高度障害保険金をお支払いします。この場合、その被保険者については高度障害状態になった時から被保険者でなくなります。妻型の場合、この特約は消滅します。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金・給付金等の支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金等を請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。

※家族がん特約（01）の被保険者は同一戸籍に記載されている妻になります。（子型は新規のご契約についてはお取扱いしておりません）

※各特約の免責事由・お支払限度など、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。



ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますのでご確認ください。

1

クーリング・オフ制度

申込日または第1回保険料（相当額）の払込日のいずれか遅い日から起算して15日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

ただし、当社指定の医師の診査の後や、ご契約者が法人の場合など、お申し込みの撤回等をできない場合があります。

2

告知義務について

①ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）など、告知書または医師が口頭で告知を求める項目について、事実をありのままにお知らせ（告知）ください。

②生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。

③当社または当社の委託会社の確認担当者が、お申し込み内容・告知内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

傷病歴等がある方への引受対応について

当社では、保険金・年金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約をお断りすることもございます。

また、保険料の割り増しなどにより、告知や医師の診査なしでご加入いただける商品も販売しております。

正しく告知されない場合のデメリット

①故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

2年経過後も、保険金・年金・給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

②ご契約を解除したときには、たとえ保険金・年金・給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。

また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金・年金・給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。

また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」についても、一般の契約と同様に告知義務があります。

したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書に記載しております。ご確認のうえご記入ください。

3

責任開始期について

- ①生命保険募集人は、契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ②ご契約のお引き受けを当社が承諾した場合には、告知と第1回保険料（相当額）のお払込みがともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。
- ただし、がんに関する保障の開始は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日経過後となります。

4

保険金・年金・給付金などが支払われない場合

被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている、いないにかかわらずがんに対する保険金・年金・給付金はお支払いできません。

次のような場合には、保険金・年金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- ①ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ②重大事由によりご契約が解除された場合
- ③ご契約が失効していた場合
- ④詐欺の行為によりご契約が取り消された場合
- ⑤保険金・年金・給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- ⑥保険金・年金・給付金などの免責事由に該当した場合

後述の「保険金・給付金などのご請求について」もあわせてご確認ください。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- ①保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
- ②失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知または診査と、延滞保険料（失効している間の保険料）のお払込みが必要となります。
- ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ③ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- ただし、復活日が保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を開始します。（死亡給付金、家族死亡給付金のお支払い、保険料のお払込みの免除については復活の時から責任を開始します。）

6

解約と解約返戻金について

- ①解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ②解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ③がん保険（01）、家族がん特約（01）については、解約返戻金を低くし、保険料を引き下げています。

7

現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たな保険契約へのお申し込みをご検討されている方は特に次の点にご注意ください。

- ①解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
まったくないまたはごくわずかな場合もあります。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- ③新たなご契約について、健康状態等によりお断りする場合があります。
- ④新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢により計算されます。
- ⑤たとえば、保険料計算の基礎となる予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
- ⑥新たなご契約について、告知義務違反や責任開始日から3年以内の自殺などの場合には、保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合があります。

8

保険金額、年金額、給付金額などが削減される場合について

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

注意喚起情報

9

生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

10

保険金・年金・給付金などのお支払事由が生じた場合について

- ①お客様からのご請求に応じて、保険金・年金・給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合、すみやかに当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社・営業所または損保ジャパンひまわり生命力スマーセンターにご連絡ください。
- ②お支払事由、ご請求手続き、保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ③当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ④保険金・年金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ⑤指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が受取人となっている保険金・年金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・年金・給付金などをご請求できない特別な事情があるとき指定代理請求人が請求できます。指定代理請求人を指定できる場合は、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ⑥指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

11

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客様へ

- ①本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって元本保証はありません。
また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- ②本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ③本商品の取扱金融機関が法令等に違反してお客様に損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。
なお、本商品の引受責任は引受保険会社にあります。
- ④金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。
- ⑤金融機関が本商品を募集する場合は、他の代理店などが募集する場合と付帯可能な特約などが異なる場合があります。

12

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。



ご契約のしおり

ご契約のしおり 目次



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明 22



お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 申込書・告知書のご記入について | 26 |
| 2 クーリング・オフ制度について | 26 |
| 3 保険契約の締結について | 27 |
| 4 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて | 27 |
| 5 支払査定時照会制度について | 28 |
| 6 個人情報の取扱について | 29 |
| 7 保険金額、年金額、給付金額等が削減される場合について | 30 |
| 8 「生命保険契約者保護機構」について | 31 |
| 9 業務または事務の委託について | 33 |
| 10 株式会社について | 33 |
| 11 当社の勧誘方針について | 34 |



特徴としくみについて

- | | |
|----------------------|----|
| 1 がん保険（01）の特徴としくみ | 36 |
| 2 保険金・給付金などのお支払いについて | 38 |
| 3 指定代理請求特約について | 43 |
| 4 ご契約の更新について | 45 |



ご契約に際して

- | | |
|----------------------|----|
| 5 健康状態・職業などの告知義務について | 48 |
| 6 保険会社の責任開始時期について | 50 |



保険金

保険金などについて

7 保険金・給付金などのご請求に際して	54
8 保険金・給付金をお支払いできない場合について	57



保険料について

保険料について

9 保険料の払込について	60
10 保険料払込猶予期間とご契約の失効について	62
11 ご契約の復活について	64



契約後

ご契約後について

12 保険証券の確認について	66
13 解約と解約返戻金について	67
14 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について	68
15 被保険者によるご契約者への解約の請求について	69
16 保障内容の見直しをご検討の方へ	70
17 保険金受取人の変更について	71
18 死亡保険金受取人または給付金受取人が死亡された場合	72
19 保険金・給付金などのご請求に関して訴訟となった場合について	73
20 生命保険と税金について	74

■お問い合わせ・ご相談などについて 卷末

目的別 INDEX

次のような場合は、
ご案内のページをご覧ください。

困った！ 知りたい !!

そんなときは、このページ！

保険用語の意味を知りたい



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

22
ページ

申込みを撤回したい



お願いとお知らせ

クーリング・オフ制度について

26
ページ

個人情報の取扱について
知りたい



お願いとお知らせ

個人情報の取扱について

29
ページ

この保険の特徴を知りたい



特徴としくみについて

1. がん保険（01）の特徴としくみ

36
ページ

告知に関して知りたい



ご契約に際して

5. 健康状態・職業などの告知義務について

48
ページ

いつから保障が始まるのか
知りたい



ご契約に際して

6. 保険会社の責任開始時期について

50
ページ

保険金・給付金を請求したい



保険金などについて

7. 保険金・給付金などのご請求に際して

54
ページ

保険金等が受け取れない
ケースについて知りたい



保険金などについて

8. 保険金・給付金をお支払いできない場合について

57
ページ

困った！ 知りたい !!

そんなときは、このページ！

効力を失った保険を
元に戻したい

解約返戻金について
知りたい

保障を見直したい

生命保険と税金について
知りたい

住所変更する場合について
知りたい

保険証券がなくなった

結婚して姓が変わった

保険料について
11. ご契約の復活について

ご契約後について
13. 解約と解約返戻金について

ご契約後について
16. 保障内容の見直しをご検討
の方へ

ご契約後について
20. 生命保険と税金について

お問い合わせ・
ご相談などについて

お問い合わせ・
ご相談などについて

お問い合わせ・
ご相談などについて

64
ページ

67
ページ

70
ページ

74
ページ

巻末

巻末

巻末



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

か

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金

がんにより入院されたときまたは手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。

給付金受取人

がん入院給付金などの給付金を受け取る人のことをいいます。

契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に応当する日をさします。

契約者

当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

契約年齢

被保険者の年齢は満年齢で計算します。

（例）24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

契約日

保険期間、契約年齢などの計算の基準日となります。通常は保険期間の始期の属する日としますが、保険料の払込方法により異なる場合があります。

告知義務と 告知義務違反

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことからについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

さ

失効

猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。

指定代理請求人

保険金などの受取人が保険金・給付金などを請求できない特別の事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て保険金・給付金などの受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。

死亡保険金受取人

がん死亡保険金や死亡給付金などを受け取る人のことをいいます。

主契約と特約

生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

責任開始日	申し込まれたご契約のがんに対する保障が開始される日をいいます。(保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日を経過した日の翌日)
責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
全期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法です。
た	第1回保険料充当金(相当額)
は	払込期月
	被保険者
復活	いったん失効した契約をもとの状態にもどすことをいい、失効後1年以内であれば申し込むことができます。この場合、告知または診査と延滞保険料(失効している間の保険料)のお払込みが必要となります。 ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
保険期間の始期	がん以外の死亡と保険料のお払込みの免除の保障が開始される時期をいい、責任開始日の計算の基準となります。
保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。例えば、10年満了契約の場合は、契約日から10年後の年単位の契約応当日の前日、80歳満了契約の場合は、被保険者が80歳となった時以後はじめて到来する年単位の契約応当日の前日となります。 (保険料払込期間満了日も同様とします。)
保険金	がんによる死亡のときにお支払いするお金のことです。
保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などご契約内容を具体的に記載したものです。保険金・給付金のご請求など、ご契約に関わる各種お手続きの際に必要となります。
保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
や	約款



お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

1

申込書・告知書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。
- 記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。
- 告知の詳細については、48ページ「健康状態・職業などの告知義務について」を参照してください。**
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には必ず当社所定の第1回保険料充当金・保険料領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

2

クーリング・オフ制度について

- 申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）は、保険契約の申込日または第1回保険料（相当額）の払込日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、クレジットカード払につきましては、**申込日またはクレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまで**となります。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。必ず郵便により前記の期間内（15日以内の消印有効）に当社の支社・営業所または本社あてに発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、第1回保険料充当金・保険料領収証を発行している場合は表面記載の領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印の上、お申し込みの撤回等をする旨記載してください。
- 次の場合にはお申し込みの撤回等をすることができません。
 - (1) **当社が指定した医師の診査を受診された場合**
 - (2) **債務履行の担保のための保険契約の場合（質権設定契約である場合）**
 - (3) **ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合**
- お申し込みの撤回等の書面の発信時に保険金・年金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等の支払の事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申し込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、当社の支社・営業所または本社あてにご連絡をお願いします。

3

保険契約の締結について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

お願いとお知らせ

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人（社員・募集代理店）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。お手続きの内容について、くわしくは後述の「保障内容の見直しをご検討の方へ」をご覧ください。
- 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しましてご確認をご要望の場合には、最寄りの支社・営業所もしくは本社までお問い合わせください。

本社代表電話番号：03-3348-7011

4

現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

現在のご契約については、解約をしなくても、特約の中途付加や追加契約などの方法によって、保障内容を見直すことができる場合があります。

現在のご契約を解約または減額し、新たな保険契約へのお申し込みをご検討されている方は特に次の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する払込保険料）よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在の保険契約と新たな保険契約で異なることがあります。たとえば予定利率が引下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、告知義務違反の場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合などには、保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合があります。

5

支払査定時照会制度について

- 当社は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社【損保ジャパンひまわり生命保険株式会社】が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるすることができます。上記各手続きの詳細については、当社の本社カスタマーセンターまたは支社・営業所にお問い合わせください。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

6

個人情報の取扱について

あなたの個人情報について以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めています。

お願いとお知らせ

1. 個人情報の取扱に関する事項

- 当社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。
 - ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②再保険契約の締結、再保険金の請求
 - ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ⑤その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の第三者への開示

- 当社は、次の場合に個人情報を第三者に提供いたします。
 - ①医療機関などの関係先に業務上必要な照会を行う場合
 - ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます)
 - ③法令に基づく場合
 - ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
 - ⑤当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
 - ⑥支払査定時照会制度において共同利用を行う場合

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

- 当社は前記に掲げる「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. 機微（センシティブ）情報の取扱

- 当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用、または第三者に提供することができます。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

5. 情報の開示等に対する対応

- お客様からご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客様自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合、お客様が情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客様からのお問い合わせ等の窓口

- 当社の個人情報の取扱いや個人データに関するご照会は、下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

損保ジャパンひまわり生命お客様相談室 TEL. 0120-100-127

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

損保ジャパンひまわり生命ホームページ <http://www.himawari-life.com>

7

保険金額、年金額、給付金額等が削減される場合について

- 生命保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険会社が経営破綻に陥った場合、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

8

「生命保険契約者保護機構」について

お願いとお知らせ

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

^(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

^(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

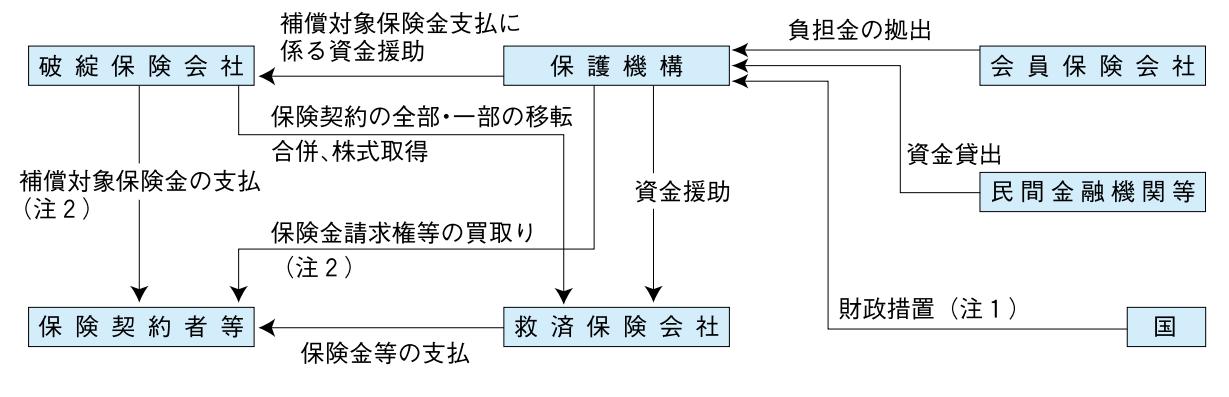
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結しているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

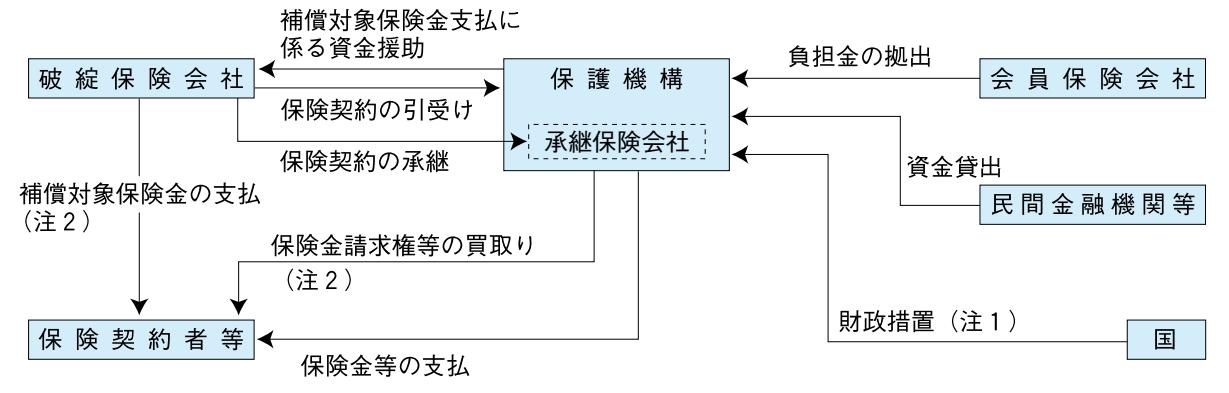
^(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

平成22年3月1日現在のものです。

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9

業務または事務の委託について

- 当社は、業務または事務の一部を株式会社損害保険ジャパンに委託しております。
- したがいまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、株式会社損害保険ジャパンが知ることがあります。

10

株式会社について

当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

11

当社の勧誘方針について

当社は「金融商品の販売等に関する法律」（平成十二年法律第百一号）に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおりに定めましたので、お知らせいたします。

お願いとお知らせ

勧誘方針

○保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めて参ります。
- 販売等にあたっては、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行って参ります。特に、70歳以上のご高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合にはご家族へのご相談、商品説明・申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客様に十分に理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努めます。

○お客様の保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行って参ります。
- 特に、市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、財産の状況等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。

○お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客様と直接対面しない勧誘・販売等（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- 社内研修等により、商品説明や勧誘方法の適正の確保に努めて参ります。
- お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映して参ります。当社の販売・勧誘について、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗までご連絡ください。



特徴としくみ

特徴としくみについて

1



がん保険（01）の特徴としくみ

特徴としくみ

がん保険（01）にはいろいろな特徴があります。

特徴としくみについて

がん保険（01）の特徴

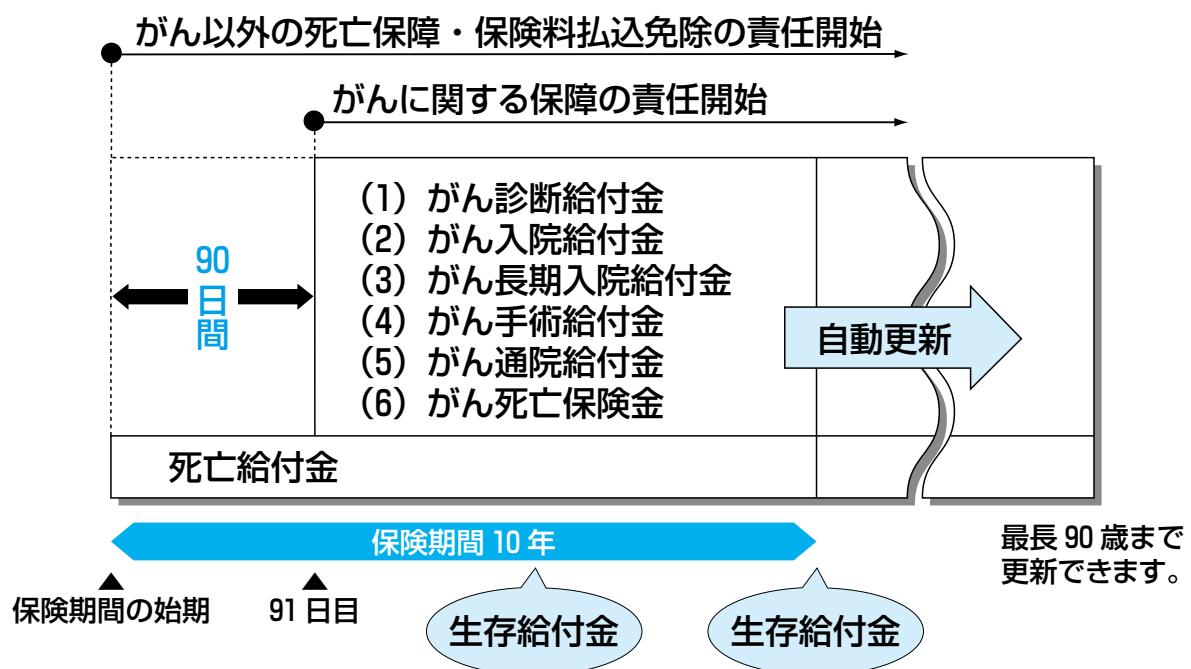
1. 初めてがんと診断確定され、治療を開始されたとき（1回目）、がんと診断確定され、入院を開始されたとき（2回目以降）、それぞれがん診断給付金をお支払いします。
2. がんによる入院、手術、通院に対して給付金をお支払いします。
3. がんで長期入院されたとき、長期入院給付金を入院給付金とあわせてお支払いします。
4. AⅠ型・AⅡ型の場合、一定期間ごとに生存給付金をお支払いします。
※ AⅡ型は、新規のご契約についてお取扱いしておりません。
5. がんで死亡されたときには死亡保険金（がん以外の原因で死亡されたときには死亡給付金）をお支払いします。
6. 健康状態にかかわらず自動的に契約を更新することができます。（年満了の場合）
7. ライフスタイルにあわせて保険期間が選べます。（最長終身まで）
8. ご家族の方を保障する家族がん特約（01）もあります。
9. 所定の高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき、以後の保険料の払込が免除されます。



所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」または「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

しくみ図

(A I型・保険期間 10 年の場合)



2



保険金・給付金などのお支払いについて

特徴としくみ

つぎの場合、保険金・給付金をお支払いします。

がん保険（01）（主契約）

お支払いする保険金・給付金	お支払事由		受取人
がん診断給付金 (A I型・A II型・B I型・B II型に限る)	1回目	初めてがんと診断確定され、治療を開始されたとき	
	2回目以降	がんと診断確定され、入院を開始されたとき	
がん入院給付金	がんにより入院されたとき		
がん長期入院給付金	がん入院給付金のお支払事由に該当する入院が181日以上継続したとき		給付金受取人
がん手術給付金	がんにより所定の手術を受けられたとき (悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。)		
がん通院給付金 (A I型・B I型・B III型に限る)	がんにより継続5日以上入院され、その退院日の翌日から120日以内に通院されたとき (1回の入院の通院につき30日、通算1000日まで)		
がん死亡保険金	がんで死亡されたとき		死亡保険金受取人
死亡給付金	がん以外の事由で死亡されたとき		
生存給付金 (A I型・A II型に限る)	生存給付金の支払日の前日未に生存されていたとき		保険契約者

- がん診断給付金、がん入院給付金、がん長期入院給付金、がん手術給付金、がん通院給付金、がん死亡保険金は、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者がお支払事由に該当されたとき、死亡給付金は保険期間中に被保険者がお支払事由に該当されたときお支払いします。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じたときは、請求書類をご提出ください。➡「7. 保険金・給付金などのご請求に際して」をご覧ください。

- 保険契約の型と保険金・給付金の種類はつぎのとおりです。

保険金・給付金の種類	A I型	A II型	B I型	B II型	B III型	B IV型
がん診断給付金	○	○	○	○		
がん入院給付金	○	○	○	○	○	○
がん長期入院給付金	○	○	○	○	○	○
がん手術給付金	○	○	○	○	○	○
がん通院給付金	○		○		○	
がん死亡保険金	○	○	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○	○	○	○
生存給付金	○	○				

-  A II型は、新規のご契約についてはお取扱いしておりません。

- 各保険金・給付金のお支払額はつぎのとおりです。

保険金・給付金	お支払額	
がん診断給付金	がん入院給付金日額×契約締結時に定めた倍数	
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	
がん長期入院給付金	がん入院給付金日額の50%×180日を超える入院日数	
がん手術給付金	がん入院給付金日額の10倍・20倍・40倍	
がん通院給付金	がん入院給付金日額の50%×通院日数	
がん死亡保険金	保険金額（がん入院給付金日額×契約締結時に定めた倍数）	
死亡給付金	既払込保険料型	主契約の既払込保険料相当額 (ただし保険金額を超える場合は保険金額)
	定額型	がん入院給付金日額×契約締結時に定めた倍数
生存給付金	がん入院給付金日額×契約締結時に定めた倍数	

- 2回目のがん診断給付金は、初回にがん診断給付金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以上経過してお支払事由に該当しているときお支払いします。
 - 3回目以降のがん診断給付金は、がん診断給付金が支払われることとなった最後の入院の開始日からその日を含めて2年以上経過してお支払事由に該当しているときお支払いします。
 - がん手術給付金のお支払額は、手術1回につき、手術の種類によりがん入院給付金日額の10倍・20倍・40倍です。お支払対象となる手術の種類・給付倍率については約款別表をご覧ください。
※お支払いの対象とならない手術もありますのでご注意ください。
 - 時期を同じくして2種類以上の手術を受けられた場合は、最も給付倍率の高いいすれか1種類の手術に対してのみがん手術給付金をお支払いします。
 - 1日に2回以上通院された場合には、1回の通院とみなします。
 - 既払込保険料相当額は、がん入院給付金日額に対する月払保険料に死亡日までの経過月数を乗じて計算します。
- 詳しくは、約款別表「既払込保険料累計額」をご覧ください。

家族がん特約 (01)

お支払いする 保険金・給付金	お支払事由		受取人
家族がん診断給付金	1回目	初めてがんと診断確定され、治療を開始されたとき	主契約の被保険者
	2回目以降	がんと診断確定され、入院を開始されたとき	
家族がん入院給付金	がんにより入院されたとき		
家族がん長期入院給付金	家族がん入院給付金のお支払事由に該当する入院が181日以上継続したとき		
家族がん手術給付金	がんにより所定の手術を受けられたとき (悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。)		
家族がん通院給付金 (I型に限る)	がんにより継続5日以上入院され、その退院日の翌日から120日以内に通院されたとき (1回の入院の通院につき30日、通算1000日まで)		
家族がん死亡保険金	がんで死亡されたとき		
家族死亡給付金	がん以外の事由で死亡されたとき		

- 家族がん診断給付金、家族がん入院給付金、家族がん長期入院給付金、家族がん手術給付金、家族がん通院給付金、家族がん死亡保険金は、特約の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者がお支払事由に該当されたとき、家族死亡給付金は特約の保険期間中に被保険者がお支払事由に該当されたときお支払いします。

- 特約の型と保険金・給付金の種類はつぎのとおりです。

保険金・給付金の種類	I型	II型
家族がん診断給付金	○	○
家族がん入院給付金	○	○
家族がん長期入院給付金	○	○
家族がん手術給付金	○	○
家族がん通院給付金	○	
家族がん死亡保険金	○	○
家族死亡給付金	○	○

※主契約の型がA I型・B I型の場合はI型、A II型・B II型の場合はII型となります。

- 特約の被保険者の型とその範囲はつぎのとおりです。

型	被保険者の範囲
妻 型	主契約の被保険者と同一戸籍に妻と記載されている方
子 型	主契約の被保険者と同一戸籍に子と記載されている方（満20歳未満の方とします。満20歳になられたとき、満20歳未満であっても結婚されたときは、この特約の適用範囲から除かれます。）契約後に新たに出生されたお子様については出生された時から特約の被保険者となります。

※子型は、新規のご契約についてはお取扱いしておりません。

- 各保険金・給付金のお支払額はつぎのとおりです。

保険金・給付金	お支払額
家族がん診断給付金	家族がん入院給付金日額×特約締結時に定めた倍数
家族がん入院給付金	家族がん入院給付金日額×入院日数
家族がん長期入院給付金	家族がん入院給付金日額の50%×180日を超える入院日数
家族がん手術給付金	家族がん入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
家族がん通院給付金	家族がん入院給付金日額の50%×通院日数
家族がん死亡保険金	保険金額（家族がん入院給付金日額×特約締結時に定めた倍数）
家族死亡給付金	家族がん入院給付金日額×特約締結時に定めた倍数

- その他主契約に準じたお取扱いとなります。

がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則

がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則が付加されたご契約では、被保険者が保険期間中につぎのお支払事由に該当されたとき、つぎの保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払事由	受取人
がん高度障害保険金	がんにより所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金受取人

- お支払額…保険金額（がん入院給付金日額×契約締結時に定めた倍数）
- がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則が付加されたご契約では、保険料のお払込みの免除のお取扱いはありません。被保険者が高度障害状態になられたときからご契約は消滅します。

死亡給付金不担保特則

死亡給付金不担保特則が付加されたご契約では、被保険者が保険期間中にがん以外の事由により死なれても、死亡給付金はお支払いしません。この場合、死亡時の解約返戻金をご契約者にお支払いします。

家族がん高度障害保険金支払特則

家族がん高度障害保険金支払特則が付加された家族がん特約（01）では、被保険者が保険期間中につぎのお支払事由に該当されたとき、つぎの保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	お支払事由	受取人
家族がん高度障害保険金	がんにより所定の高度障害状態になられたとき	主契約の被保険者

○お支払額…保険金額（家族がん入院給付金日額×特約締結時に定めた倍数）

家族死亡給付金不担保特則

家族死亡給付金付担保特則が付加された家族がん特約（01）では、被保険者が特約の保険期間中にがん以外の事由により死亡されても、家族死亡給付金はお支払いしません。

給付金のお支払例

がん保険（01）B I型・既払込保険料型	
がん入院給付金	日額 10,000 円
がん診断給付金（100 倍）	100 万円
がん長期入院給付金	日額 5,000 円
がん通院給付金	日額 5,000 円
がん手術給付金	10 万・20 万・40 万円
がん死亡保険金（100 倍）	100 万円

1. Aさんはがんの診断確定を受け 2 週間（14 日間）入院後、一旦退院し、20 日間通院しました。半年経過後、再び 200 日入院しその間悪性新生物の根治手術を受けました。
この場合次の給付金が受けられます。
①がん診断給付金……10,000 円の 100 倍……→ 100 万円
②がん入院給付金……10,000 円の 214 日分……→ 214 万円
③がん長期入院給付金……5,000 円の 20 日分……→ 10 万円
④がん手術給付金……10,000 円の 40 倍……→ 40 万円
⑤がん通院給付金……5,000 円の 20 日分……→ 10 万円
したがって Aさんはこの入院で合計 374 万円の給付金を受けられます。
2. Aさんが保険期間中に交通事故で死亡された場合
死亡給付金（既払込保険料相当額）をお支払いします。
※ただし既払込保険料相当額が保険金額を超えるときは 100 万円

3



指定代理請求特約について

特徴としくみ

あらかじめ指定した代理人により保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求特約の特徴

○指定代理請求特約が付加されたご契約の場合、被保険者が受取人となっている保険金・給付金等の支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金等をご請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が自らの病状を知らない場合など）は、その代理人としてあらかじめ指定いただいた指定代理請求人が保険金・給付金等を請求することができます。（ただし、保険金受取人が法人である場合を除きます。）

！ 受取人に「ご請求できない特別な事情がある場合」と会社が認めたときに限ります。

保険金・給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合

- (1) 保険金・給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、(1) または (2) に準じる状態であると会社が認めた場合

指定代理請求人について

指定代理請求人は1名とし、以下のいずれかの方より指定していただきます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定、または、変更することができます。

！ 保険金・給付金等の受取人が法人である場合は、この制度による指定代理請求人を指定することは出来ません。

請求時に指定代理請求人が死亡されているなどの場合

保険金・給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合に該当し、指定代理請求人が保険金・給付金等の請求時に死亡もしくは請求時において指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合または保険金・給付金等をご請求できない特別な事情がある場合は、以下の方が保険金・給付金等を請求することができます。

- ① 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている死亡保険金（遺族年金）受取人
- ② ①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③ ①もしくは②に該当するものがいない場合または、①もしくは②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

対象となる保険金・給付金等について

この特約の対象となる保険金、給付金またはその他保険金に準じる保険の給付（保険料の払込の免除を含みます）はつぎの範囲とします。

- ①被保険者と受取人が同一人である保険金・給付金等
- ②被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除



故意に保険金・給付金等の支払事由（保険料の払込の免除事由も含みます）を生じさせた者または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等を請求できない状態に該当させた者は代理請求を行なうことができません。



指定代理請求人・代理請求人に保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。



指定代理請求・代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。



指定代理請求特約を付加した場合、主契約や特約の指定代理請求や代理請求に関する規定は適用されません。
この特約の規定が優先して適用されます。

お願い

指定代理請求特約を付加することにより、ご請求手続きを円滑に行なうことができます。
指定代理請求人を指定できる場合は、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

4



ご契約の更新について

特徴としくみ

健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。

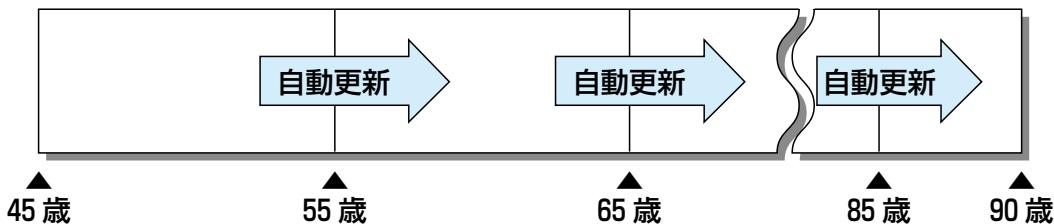
保険期間が年満了のがん保険（01）は、保険期間満了日の2週間前までに特にお申し出のない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、自動的に更新されます。

更新のお取扱い

- 更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率などにより計算します。
- 更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一ですが、更新後の保険期間満了日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、短期の保険期間に変更して更新されます。
- がん診断給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通算して判定します。
- がん通院給付金のお支払限度は更新前後を通算します。
- 死亡給付金の型が既払込保険料型の場合の更新後の死亡給付金のお支払額については更新前後を通算しません。
- 更新時には、付加されている特約も同時に更新されます。
- 保険契約の型がAⅠ型・AⅡ型（生存給付金がある型）で、保険料のお払込みが免除されている場合、生存給付金のない型（BⅠ型・BⅡ型）に変更して更新します。

特徴としくみについて

【45歳契約／保険期間10年の場合】



自動更新のお取扱いができない場合

- 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとき
- 保険期間が終身または歳満了のとき
- この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約を取り扱っていないとき



更新されたご契約の第1回保険料は更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合の猶予期間については「10. 保険料払込猶予期間とご契約の失効について」と同様のお取り扱いとなります。



猶予期間中に保険料のお払い込みがなかった場合には、ご契約は更新日にさかのぼって消滅します。



ご契約に際して

5



健康状態・職業などの告知義務について

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

告知について

生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。

!
ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

所定の告知書にご契約者または被保険者ご自身で事実をありのままに正確にもれなくご記入ください。過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）など、告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

!
告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

ご契約のお引き受けについて

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。）

また、当社では、ご病気の方への引受範囲を拡大した以下の商品を販売しておりますので、ご検討ください。

- 限定告知型医療保険
- 無選択加入特則付個人年金保険
- 無選択型終身保険

※ 上記商品のお取扱いについては今後変更される場合があります。

告知内容が事実と相違する場合

もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできることあります。

○告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。たとえば、胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約は解除されます。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

! 保険期間の始期の属する日または復活日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。

! ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することができます。）

この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

! 前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできることあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

○保険期間の始期の属する日または復活日からの年数は問いません。

（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）

○また、すでにお払みいただいた保険料はお返しいたしません。

! 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

○一般的の契約と同様に告知義務があります。

「新たなご契約の保険期間の始期の属する日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

○また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

○よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。

6



保険会社の責任開始時期について

がんに関する保障はご契約の成立後 91 日目から始まります。

口座振替扱・団体扱・送金扱でお払込みになる場合（年払、半年払、月払）

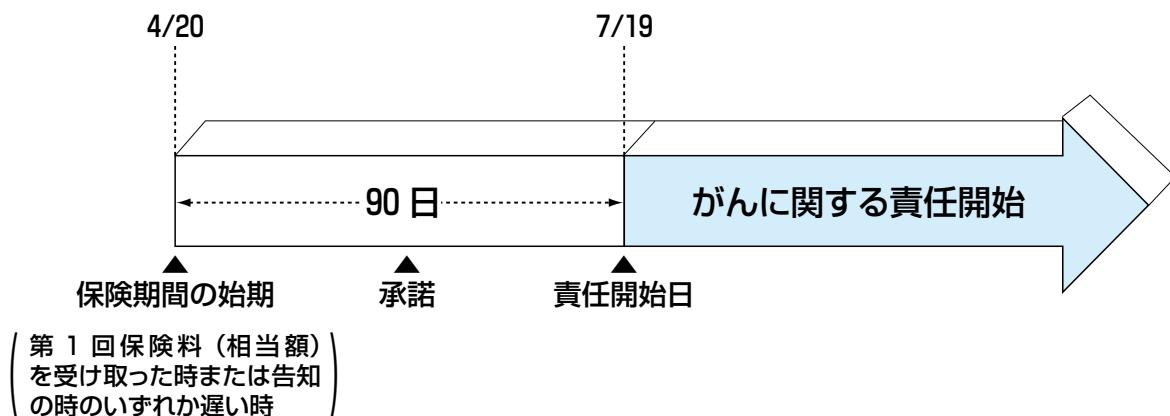
○保険期間の始期

お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料（相当額）を会社が受け取った日（告知前に受け取ったときは、告知の日）を保険期間の始期とし、この時から死亡給付金、保険料の払込の免除に関しての責任を負います。

○責任開始日

保険期間の始期の属する日から、その日を含めて 90 日を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日からがんに関する保険契約上の責任を負います。

図示するとつぎのとおりです。



! ご契約のお申し込みに際して、第1回保険料（相当額）をお払込みいただくときは、これと引き換えに必ず当社所定の「第1回保険料充当金・保険料領収証」（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

! がんに関する保障の開始は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて 90 日を経過した日の翌日となります。

! 家族がん特約（01）の子型が付加されているご契約で、特約締結後に新たに被保険者となられたお子様については、被保険者になられた時から91日目よりそのお子様のがんに対する保障を開始します。ただし、そのお子様の家族死亡給付金については、被保険者となられた時から責任を負います。

クレジットカード扱でお払込みになる場合（月払）

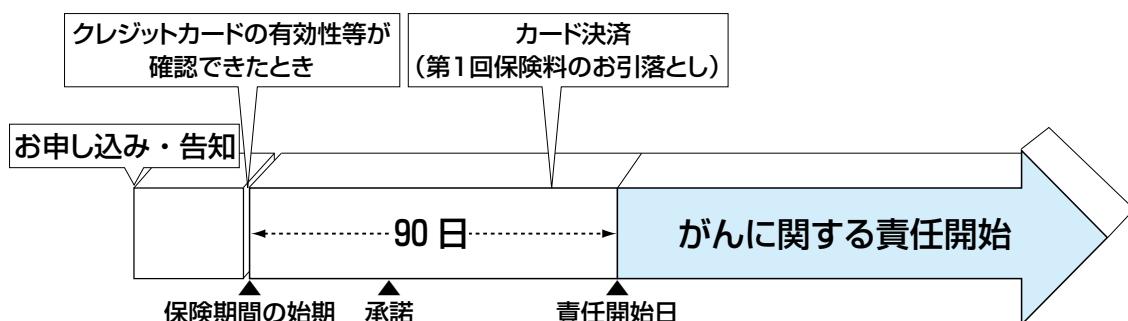
○保険期間の始期

お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できた日を保険期間の始期とし、この時から死亡給付金、保険料の払込の免除に関しての責任を負います。

○責任開始日

保険期間の始期の属する日から、その日を含めて 90 日を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日からがんに関しての保険契約上の責任を負います。

責任開始期を図示するところのとおりです。



- !** お申し込み・告知・クレジットカードの有効性等の確認がすべて完了した日が保険期間の始期となります。
- !** クレジットカードの有効性等が確認できない場合は、責任の開始はしません。
- !** 月払のみのお取扱いとなります。（年払・半年払をご希望の場合には他の払込方法をご選択ください。）
- !** がんに関する保障の開始は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて 90 日を経過した日の翌日となります。
- !** 家族がん特約（01）の子型が付加されているご契約で、特約締結後に新たに被保険者となられたお子様については、被保険者になられた時から91日目よりそのお子様のがんに対する保障を開始します。ただし、そのお子様の家族死亡給付金については、被保険者となられた時から責任を負います。



保険金などについて

7



保険金・給付金などのご請求に際して

保険金・給付金などのご請求にはつぎの書類をご用意ください。
保険金・給付金のお支払いに際しては一定の日数がかかります。

ご請求に際して必要な書類等について

ご請求に際してはつぎの書類が必要になります。

請求項目	請求書類
①がん死亡保険金 家族がん死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券
②がん入院給付金 がん長期入院給付金 がん手術給付金 がん診断給付金 家族がん入院給付金 家族がん長期入院給付金 家族がん手術給付金 家族がん診断給付金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券
③がん通院給付金 家族がん通院給付金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5)給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6)保険証券
④死亡給付金 家族死亡給付金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券
⑤生存給付金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)保険契約者の印鑑証明書 (4)保険証券

請求項目	請求書類
⑥がん高度障害保険金 家族がん高度障害保険金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)保険証券
⑦保険料払込免除	(1)会社所定の請求書 (2)不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3)会社所定の様式による医師の診断書 (4)保険証券
⑧保険金等の指定代理請求または代理請求	(1)普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2)被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3)指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4)被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5)保険証券

会社は、これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。



保険金・給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。



保険金・給付金は、口座振込の方法でお支払いします。

保険金・給付金などのお支払期限について

○保険金・給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日（注）の翌日から5営業日以内に保険金等をお支払いします。

ただし、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

○①保険金・給付金などをお支払いするための確認が必要なつぎの場合	○お支払期限
○お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日（注）の翌日から60日以内にお支払いします。
○②上記①の確認を行なうために特別な照会や確認が必要なつぎの場合	○お支払期限
○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（注）の翌日から90日以内にお支払いします。
○弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（注）の翌日から120日以内にお支払いします。
○ご契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（注）の翌日から180日以内にお支払いします。

（注）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



保険金・給付金などをお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかつたときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

8



保険金・給付金をお支払いできない場合について

保険金・給付金のお支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。

がんに対する保険金・給付金

被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約は無効となり、ご契約者または被保険者がその事実を知っている、いないにかかわらずがんに対する保険金・給付金はお支払いできません。

つぎのような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当した場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- 重大事由によりご契約が解除された場合

[重大事由とは]

- ①保険金・給付金などを詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②保険金・給付金などの請求に関し、詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③他の保険契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、このご契約の存続を困難とする上記①～③と同等の事由があるとき
- ⑤他の保険者との間で締結した保険契約等が重大事由によって解除されることにより、このご契約の存続を困難とする上記①～④と同等の事由があるとき
- ⑥その他上記①～⑤と同等の重大な事由があったとき

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金などのお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めるすることができます。

○詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

※この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

○保険料のお払込みが行なわれずご契約が失効した場合

（家族）死亡給付金の免責事由

- ①保険期間の始期の属する日（復活日）から3年以内の被保険者の自殺によるとき
ただし、精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態（いわゆる心神喪失の状態）があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、（家族）死亡給付金をお支払いできる場合もありますので、当社までお問い合わせください。
- ②ご契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④主契約の被保険者の故意によるとき（家族死亡給付金の場合）

死亡給付金の削減について

戦争その他の変乱が原因で、(家族) 死亡給付金のお支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、(家族) 死亡給付金を削減してお支払いすることがあります。



保険料について

9



保険料の払込について

保険料は払込期月中に当社へお払込みください。

保険料の払込方法（回数）

保険料のお払込方法（回数）には、つぎの方法があります。

- ①月払………毎月1回お払込みいただく方法です。
- ②年払………年1回の当社所定の期間内にお払込みいただく方法です。
- ③半年払………年2回の当社所定の期間内にお払込みいただく方法です。

保険料の払込方法（経路）

○口座振替扱でお払込みになる場合（年払、半年払、月払）

当社が提携している金融機関等で、ご契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振込まれます。

○クレジットカード扱でお払込みになる場合（月払）

当社の指定するクレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等に基づき、クレジットカードにより保険料をお払込みください。

○団体扱でお払込みになる場合

団体契約の場合、勤務先団体を経由してお払込みください。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡しません。

○送金扱でお払込みになる場合（年払、半年払）

払込期月が近づきますとあらかじめ当社から払込案内をお送りします。払込期月中に同封の郵便振替用紙にて、お近くの郵便局でお払込みください。その際の受領証はそのまま保険料領収証になりますので大切に保存してください。



万一払込期月中に払込案内が届かなかったり、また振替日に預金口座から振替できなかったりした場合には、お手数でも支社・営業所または本社までご連絡ください。



払込方法の変更を希望される場合には、支社・営業所または本社までお申し出ください。所定の事務手続を経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

保険料の払込期間

保険料をお払込みいただく期間をいいます。

（例）30年払済の月払契約の場合

契約日から30年後の年単位の契約応当日が属する月の前月までお払込みいただきます。

（例）60歳払済の月払契約の場合

被保険者が60歳となられた時以後はじめて到来する年単位の契約応当日が属する月の前月までお払込みいただきます。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、つぎのようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅（注1）したときまたは保険料のお払込みが不要となったときは、つぎの額をお支払いします。

＜お支払いする額＞

すでに払込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額（1か月未満の端数は切り捨てます。）

（注1）ご契約の消滅には、ご契約または付加されている特約の解約や減額、保険金等の支払による消滅等を含みます。

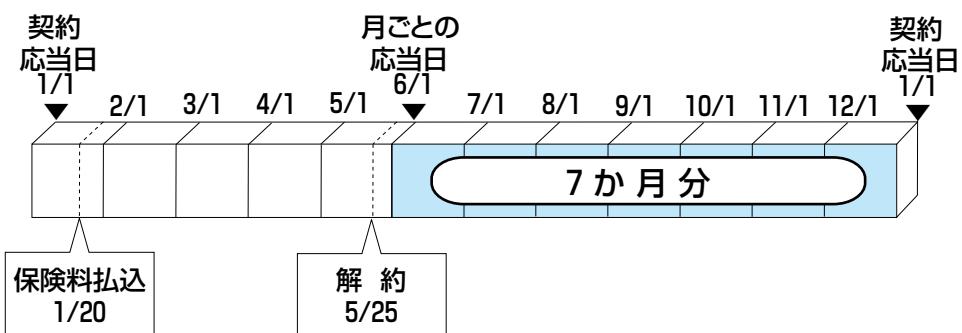
（注2）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払のご契約を解約した場合】

（ご契約例） 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



お払込方法（回数）が月払のご契約については、上記の保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いはありません。

10



保険料払込猶予期間とご契約の失効について

ご契約の効力が失われないよう保険料は遅くとも払込猶予期間中にお払込みください。

保険料の払込猶予期間

- ①月払契約……………払込期月の翌月初日から末日までです。
②年払・半年払契約……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。
（契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、
それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。）



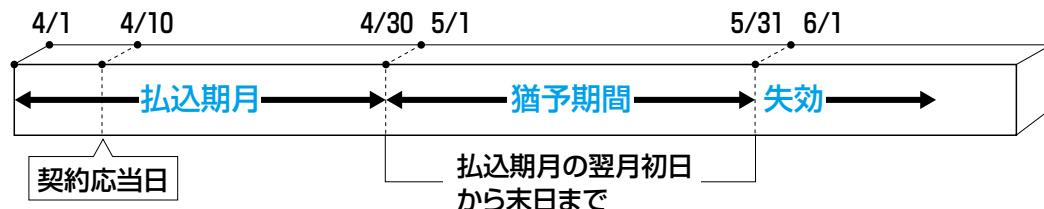
保険料の払込方法を変更された場合は、猶予期間もそれに応じて変わります。



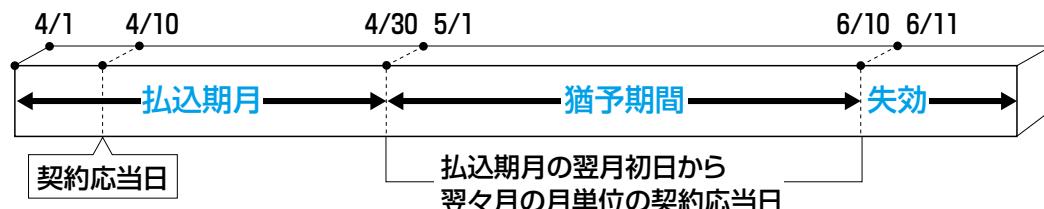
上記の猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金・給付金のお支払いなどができなくなるのでご注意ください。

- 猶予期間と失効の関係を図示するとつぎのとおりです。

月払契約



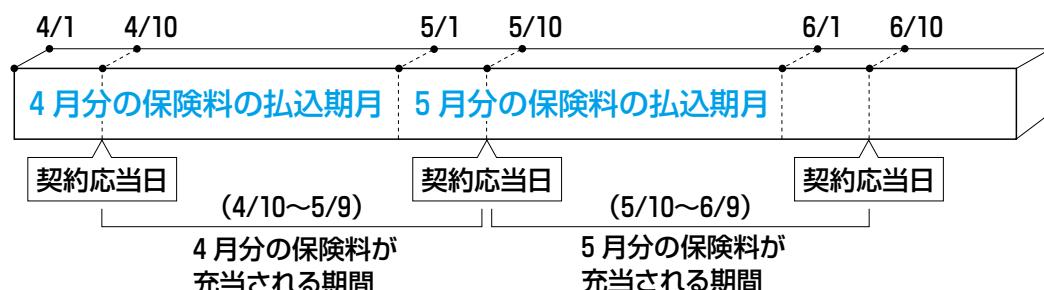
年払・半年払契約



- 保険金・給付金のお支払事由や保険料のお払込みの免除事由が発生した場合の保険料はつぎのようになります。

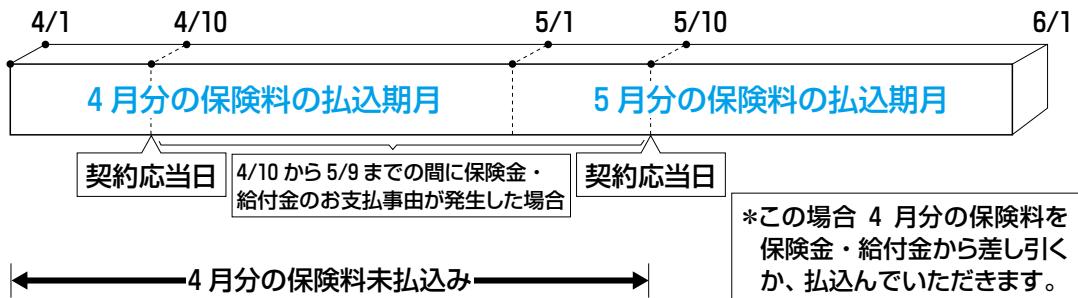
保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



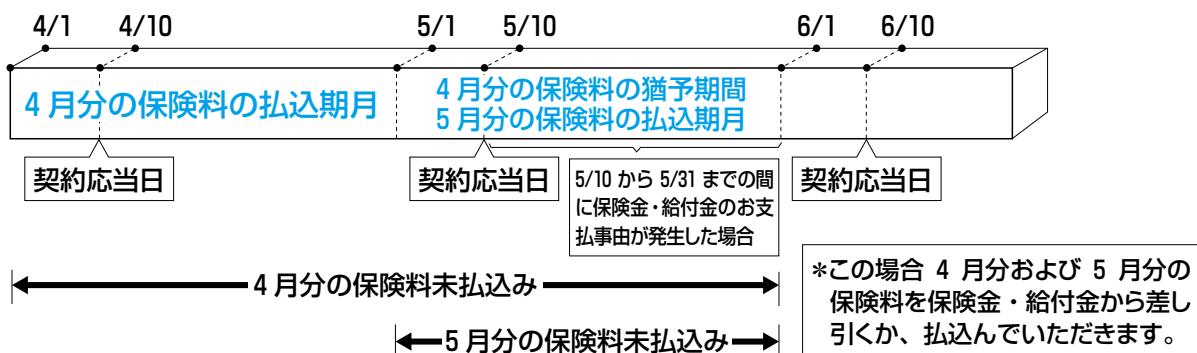
保険金・給付金のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合は、保険金・給付金のお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金・給付金から差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料を払込んでいただきます。

(例)



月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金・給付金から差し引くか、払込んでいただきます。

(例)



11



ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約を復活させることができます。

失効した時から1年以内であれば、当社の定める手続きをとっていただくことにより、ご契約の復活をご請求できます。

○手続きの内容

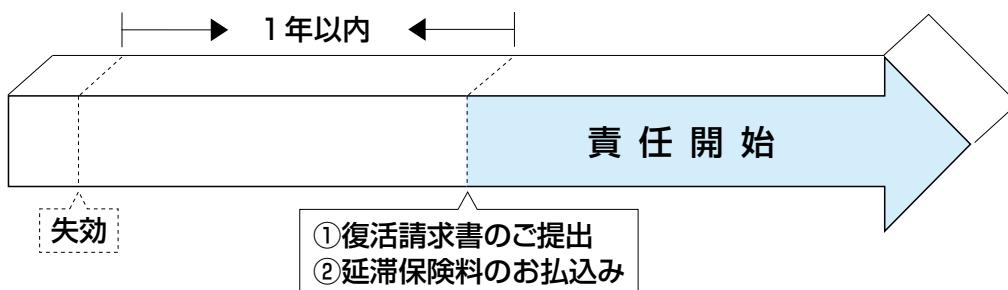
- ①復活請求書を提出していただき、健康状態などについて告知していただきます。
(診査または告知書のご提出)
- ②失効期間中にお払込みいただけなかった延滞保険料（失効している間の保険料）を所定の期日までにお払込みいただくことになります。

○復活を承諾した場合の責任開始時期について

復活を承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。

! 告知していただいたことが事実と違っていた場合、保険金や給付金をお支払いできないことがあります。

! 健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。



! 復活日が保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を開始します。（死亡給付金、家族死亡給付金のお支払い、保険料のお払込みの免除については復活の時から責任を開始します。）



ご契約後について

12



保険証券の確認について

契約後

保険証券をお確かめください。

ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違っていないかどうかもう一度よくお確かめください。

もし違っているときは、お手数ですがお近くの支社・営業所または本社にご連絡願います。

なお、「保険証券」は、保険金・給付金請求等のご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

お願い

当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料のお払込みの免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。

13



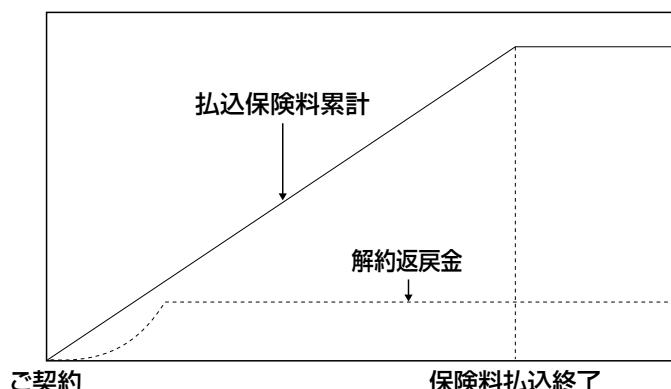
解約と解約返戻金について

契約後

ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。

- ご契約いただいた生命保険は、万一のときのがんに対する保障などのお役にたつ貴重な財産です。大切にご継続ください。
- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。
- がん保険（01）はがんによる入院・死亡保障に重点をおいた保険です。お払込みいただいた保険料のほとんどは保険金や給付金のお支払いとご契約を維持するための費用にあてられます。したがって中途で解約された場合、経過年月数によっては、解約返戻金はまったくないか、あってもごく少額となり、また解約返戻金額は主契約、特約ともに保険金額が限度となります。
くわしくは、保険証券に記載しております解約返戻金表をご覧ください。
- 主契約を解約されると、主契約に付加された特約も同時に解約となります。
- 失効したご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

がん保険（01）（B I型・保険期間終身・短期払の場合の例）



解約返戻金についてのご確認

- 次の点をお確かめのうえ、申込書の確認欄または確認書へ署名または記名押印をお願いします。
- 主契約（がん保険（01））の解約返戻金は主契約のがん死亡保険金の保険金額が限度となります。
 - 家族がん特約（01）の解約返戻金は家族がん特約（01）の家族がん死亡保険金の保険金額が限度となります。

14



契約後

債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

債権者等による解約の請求があった場合、受取人は所定の手続きによりご契約を存続させることができます。

差押債権者、破産管財人等による解約について

○ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金・給付金などの受取人によるご契約の存続について

○債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金または給付金の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

○保険金または給付金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行なうこと）

15



契約後

被保険者によるご契約者への解約の請求について

所定の事由に該当し、被保険者から解約の請求があった場合、契約者は解約の手続きをする必要があります。

被保険者によるご契約者への解約の請求について

○被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。

- ①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的としてお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者ご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

16



保障内容の見直しをご検討の方へ

契約後

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	特約の中途付加	追加契約
特徴	●現在のご契約に、特約を中途付加することにより、保障内容を充実させることができます。	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	●現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。
図解	<p>〈現在のご契約〉</p> <p>→</p> <p>〈特約〉</p>	<p>〈追加契約〉</p> <p>↓</p> <p>〈現在のご契約〉</p> <p>→</p> <p>+</p>
保険料	●中途付加時の加入年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料等を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。	●新しい保険のご契約時の加入年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。



それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要になります。また、特約の中途付加については、特約の種類などによりお取扱いできない場合があります。くわしくは、当社の支社・営業所または本社までご相談ください。



いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて診査（または告知）が必要になります。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。



保障内容の見直しの際には被保険者の同意が必要です。

17



保険金受取人の変更について

契約後

保険金受取人の変更は、遺言によっても行なうことができます。

死亡保険金受取人・給付金受取人の変更について

○ご契約者はがん死亡保険金・死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人・給付金受取人を変更することができます。

○死亡保険金受取人・給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人・給付金受取人に保険金または給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人・給付金受取人から保険金または給付金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

遺言による死亡保険金受取人・給付金受取人の変更について

○ご契約者はがん死亡保険金・死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人・給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

○死亡保険金受取人・給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人・給付金受取人に保険金または給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人・給付金受取人から保険金または給付金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

18

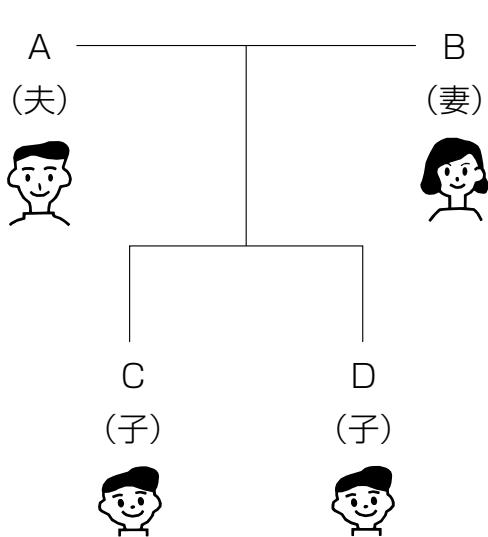


死亡保険金受取人または給付金受取人が死亡された場合

契約後

死亡保険金受取人または給付金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- 新しい死亡保険金受取人または給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人または給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人または給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、その死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人または給付金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人または給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。



(例) ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん

Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、お近くの支社・営業所または本社にご連絡ください。

19



保険金・給付金などのご請求に関して訴訟となつた場合について

管轄裁判所について

契約後

保険金・給付金などのご請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

20



生命保険と税金について

保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・保険金受取人の関係によって異なります。

保険金・給付金の税法上のお取扱い

がん死亡保険金・死亡給付金の場合

契約内容	契約例	税の種類
ご契約者と被保険者が同一人の場合		相続税
受取人がご契約者自身の場合		所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合		贈与税

※はご契約者、は被保険者、は受取人をさします。



○生命保険金控除の特典

ご契約者と被保険者が同一人で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合には、死亡保険金（ご契約が2件以上の場合は合計します。）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱を受ける特典があります。

《生命保険金控除額》

“500万円×法定相続人数”が非課税相続財産となります。

○給付金の非課税扱の特典

がん入院給付金、がん手術給付金、がん通院給付金、がん診断給付金、がん高度障害保険金は受取人が次の場合には全額非課税となります。

（受取人）：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

生命保険料控除について

お払込みになった保険料は、税法上『生命保険料控除』の特典がありますので、所得税、住民税が安くなります。

○所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額
25,000 円以下のとき	全額
25,000 円を超える 50,000 円以下のとき	$25,000 \text{ 円} + (\text{年間正味払込保険料} - 25,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{2}$
50,000 円を超える 100,000 円以下のとき	$37,500 \text{ 円} + (\text{年間正味払込保険料} - 50,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{4}$
100,000 円を超えるとき	一律 50,000 円

○住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額
15,000 円以下のとき	全額
15,000 円を超える 40,000 円以下のとき	$15,000 \text{ 円} + (\text{年間正味払込保険料} - 15,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{2}$
40,000 円を超える 70,000 円以下のとき	$27,500 \text{ 円} + (\text{年間正味払込保険料} - 40,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{4}$
70,000 円を超えるとき	一律 35,000 円

- この特典は、保険金受取人が本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- この特典をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- 税務の取扱い等については、平成 22 年 2 月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。



約 款

がん保険(01)普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 保険契約の型

第1条 保険契約の型

2. 保険期間の始期および責任開始日

第2条 保険期間の始期および契約日

第3条 責任開始日

3. がんの定義および診断確定

第4条 がんの定義および診断確定

4. 保険金および給付金の支払

第5条 保険金および給付金の支払

第6条 戦争その他の変乱の場合の特例

第7条 契約消滅後入院の特別取扱

第8条 保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所

5. 保険料の払込の免除

第9条 保険料の払込の免除

第10条 保険料の払込の免除の請求手続

6. 保険料の払込

第11条 保険料の払込

第12条 保険料の払込方法（経路）

第13条 保険料の前納または一括払

7. 猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間および保険契約の失効

第15条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

8. 保険契約の復活

第16条 保険契約の復活

9. 解約および返戻金

第17条 解約

第18条 返戻金

第19条 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続

10. 契約内容の変更

第20条 保険料払込方法（回数）の変更

第21条 保険期間または保険料払込期間の変更

第22条 がん入院給付金日額の減額

11. 保険契約の無効

第23条 責任開始日前のがん診断確定による無効

第24条 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

12. 告知義務および保険契約の解除

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 保険契約を解除できない場合

第28条 重大事由による解除

13. 保険契約の自動更新

第29条 保険契約の自動更新

14. 保険金および給付金の受取人

第30条 保険金または給付金の分割割合

第31条 受取人の代表者

第32条 受取人の変更

第33条 遺言による受取人の変更

15. 保険契約者

第34条 保険契約者の代表者

第35条 保険契約者の変更

16. 保険契約者の住所の変更

第36条 保険契約者の住所の変更

17. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条 被保険者の業務の変更等の場合

18. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条 契約年齢の計算

第39条 契約年齢または性別の誤りの処理

19. 契約者配当

第40条 契約者配当

20. 時効

第41条 時効

21. 管轄裁判所

第42条 管轄裁判所

22. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第43条 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

23. がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則

第44条 特則の付加

第45条 がん高度障害保険金の支払

第46条 特則を付加した場合の取扱

24. 死亡給付金不担保特則

第47条 特則の付加

第48条 特則を付加した場合の取扱

27. 指定代理請求特約を付加した場合の特則

第51条 指定代理請求特約を付加した場合の特則

28. 代理請求に関する特則

第52条 給付金の代理請求に関する特則

がん保険(01)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者ががんと診断確定を受けた場合、がんにより死亡した場合、がんの治療を目的として入院した場合、手術を受けた場合、または通院した場合に所定の給付を行なうことを主な内容とした保険です。

1. 保険契約の型

第1条 (保険契約の型)

1 保険契約者は、保険契約締結の際、つぎのいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	保険金および給付金の種類	保険契約の型	保険金および給付金の種類
A I型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん診断給付金 (6) がん通院給付金 (7) 死亡給付金 (8) 生存給付金	A III型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん通院給付金 (6) 死亡給付金 (7) 生存給付金
A II型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん診断給付金 (6) 死亡給付金 (7) 生存給付金	A IV型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) 死亡給付金 (6) 生存給付金

保険契約の型	保険金および給付金の種類	保険契約の型	保険金および給付金の種類
B I型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん診断給付金 (6) がん通院給付金 (7) 死亡給付金	B III型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん通院給付金 (6) 死亡給付金
B II型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) がん診断給付金 (6) 死亡給付金	B IV型	(1) がん死亡保険金 (2) がん入院給付金 (3) がん長期入院給付金 (4) がん手術給付金 (5) 死亡給付金

2 前項の規定によりA I型、A II型、A III型またはA IV型（以下「A型」といいます。）を選択した保険契約者は、会社の定める取扱条件の範囲内で、契約日以降に到来する契約応当日（保険期間満了日の翌日も含みます。）の中から生存給付金の支払日を指定するものとします。B I型、B II型、B III型またはB IV型（以下「B型」といいます。）には生存給付金はありません。

3 保険契約者は、保険契約締結の際、つぎのいずれかの死亡給付金の型を選択するものとします。

- (1) 既払込保険料型
- (2) 定額型

4 前3項で選択または指定した保険契約の型、生存給付金の支払日および死亡給付金の型は、以後変更できません。

2. 保険期間の始期および責任開始日

第2条 (保険期間の始期および契約日)

1 会社は、つぎの時を保険期間の始期とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のはいづれか遅い時

2 保険期間の始期の属する日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

第3条 (責任開始日)

がん保険
(01)

- 1 保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社はその日から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡給付金の支払および保険料の払込の免除については、保険期間の始期から責任を負います。

3. がんの定義および診断確定

第4条 (がんの定義および診断確定)

- 1 この保険契約において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またははいづれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

4. 保険金および給付金の支払

第5条 (保険金および給付金の支払)

- 1 この保険契約において支払う保険金および給付金はつぎのとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) がん死 亡保 険金	被保険者が責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、責任開始日以後の保険期間中に死亡したとき	保険金額 (がん入院給付金日額に保険契約締結時に定めた倍数を乗じて得た額)	死 亡 保 険 金 受 取 人	—
(2) がん入 院給 付金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① 責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること ② その入院が別表2-(I)に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること	(がん入院給付金日額) × (入院日数)	給 付 金 受 取 人	—
(3) がん長 期入 院給 付金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① がん入院給付金の支払事由を満たしている入院であること ② 入院日数が継続して181日以上であること	(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた割合) × (180日を超える入院日数)	給 付 金 受 取 人	—
(4) がん手 術給 付金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。）を受けたとき ① その手術が責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする手術であること ② その手術ががんの治療を直接の目的とすること ③ その手術が別表2-(I)に定める病院または診療所における手術であること ④ 別表4に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (がん入院給付金日額) × (別表4に定める給付倍率)	給 付 金 受 取 人	—
(5) がん診 断給 付金	被保険者が責任開始日以後の保険期間中に、つぎの①または②のいずれかに該当したとき ① 初めてがんと診断確定され、その治療を開始したとき ② がんと診断確定され、その治療を目的として別表2-(I)に定める病院または診療所における別表3に定める入院を開始したとき。ただし、①により支払事由に該当した場合を除きます。	(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた倍数)	給 付 金 受 取 人	—
(6) がん通 院給 付金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす通院をしたとき ① つぎの(ア)、(イ)および(ウ)のすべてを満たす別表3に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の別表5に定める通院（往診を含みます。以下同じ。）であること (ア) 責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする入院 (イ) がん入院給付金の支払事由に該当する入院 (ウ) 継続5日以上の入院 ② その通院が①の入院の直接の原因となったがんの治療を目的とした別表2-(II)に定める病院または診療所への通院であること	1回の入院のその通院につき、 (がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた割合) × (通院日数)	給 付 金 受 取 人	—

保険金 および 給付金 の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人	免 責 事 由
(7) 死 亡 給 付 金	被保険者が保険期間中にがん以外の事由で死亡したとき	① 既払込保険料型 別表10に定める既 払込保険料累計額 (特約保険料は含み ません。以下同じ。) ただし、保険金額を こえる場合は保険金 額。 ② 定額型 (がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定 めた倍数)	死 亡 保 險 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者 が死亡したとき ① 保険期間の始期(復活が行 なわれた場合には、最後の復 活の時)の属する日からその 日を含めて3年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険 金受取人の故意
(8) 生 存 給 付 金	保険契約者が保険契約締結時に指定した生存給付金の支 払日の前日未に、被保険者が生存していたとき	(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定 めた倍数)	保 險 契 約 者	—

- 2 被保険者が、責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後にがんを直接の原因として死亡したと会社が認めた場合は、前項のがん死亡保険金を支払います。ただし、すでに死亡給付金を支払っていたときには、支払うべき金額から死亡給付金額を差し引いて支払います。
- 3 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡給付金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 被保険者の死亡がつぎのいずれかの免責事由に該当したことによって死亡給付金が支払われない場合には、会社は、責任準備金(前項に該当する場合には、支払われない死亡給付金部分の責任準備金。責任準備金が死亡給付金をこえる場合は、死亡給付金相当額)を保険契約者に支払います。
- (1) 保険期間の始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- 5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金は支払いません。
- 6 被保険者が入院中または通院期間中にがん入院給付金日額が減額された場合には、がん入院給付金、がん長期入院給付金、がん手術給付金およびがん通院給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
- 7 被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表4に定める給付倍率の最も高いい
ずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。
- 8 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、がん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日(第1項第5号①の支払事由
によりがん診断給付金が支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、第9項の規定によりがん診断給付金が支払われること
となった場合には、入院を開始したとみなされた日。以下本条において同じ。)からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由に該当した場合は、がん診断給付金を支払いません。
- 9 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にがん入院給
付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、第1項第5号②の規定を適用します。
- 10 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、がん通院給付金は重複しては支払
いません。
- 11 被保険者ががん入院給付金の支払対象となる日に、第1項に定める通院をしたときは、がん通院給付金は支払いません。
- 12 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなしてつぎのとおり取り扱います。ただし、がん入院給付金が支払わ
れることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- (1) 最終の入院の退院日を第1項に定める退院日とします。
- (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については第1項の通院とみなします。
- 13 がん通院給付金の支払限度はつぎのとおりとします。
- (1) 1回の入院(前項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)のその通院については、支払日数30日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1000日とします。
- 14 保険契約者は、生存給付金について会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。保険
契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときには、そのときまでにすえ置かれた生存給付金を保険契約者に支払います。
ただし、保険金または死亡給付金の支払により保険契約が消滅したときは、保険契約者から保険金または死亡給付金の支払事由発生の時
までに申し出がない限り、保険金または死亡給付金とともに、その保険金または死亡給付金の受取人に支払います。

第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合に、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響

を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡給付金を削減して支払います。

第7条 (契約消滅後入院の特別取扱)

被保険者が第5条（保険金および給付金の支払）第1項に定める入院中または通院期間中に、保険期間が満了したことによりこの保険契約が消滅した場合、保険期間満了時を含んで継続している入院またはその通院期間内の通院は保険期間中の入院または通院とみなします。

第8条 (保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所)

1 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由の生じた保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2 支払事由が生じた保険金または給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表9）を会社に提出して保険金または給付金を請求してください。

3 保険金および給付金は、請求書類（別表9）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。

4 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表9）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

第5条（保険金および給付金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

第5条に定める支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求める事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表9）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

(2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日

6 前2項に定める保険金または給付金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金または給付金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。

7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

5. 保険料の払込の免除

第9条 (保険料の払込の免除)

1 つぎの各号のいずれかに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
(1) 被保険者が、保険期間の始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として保険料払込期間中に別表6に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に、保険期間の始期以後の傷害または疾病（保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意
(2) 被保険者が、保険期間の始期以後に発生した不慮の事故（別表7）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表8に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 保険料の払込が免除された場合には、以後払込期月ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- 4 被保険者が、つぎの第1号の事由により高度障害状態に該当した場合、第1号または第2号の事由により身体障害の状態に該当した場合で、その原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 戦争その他の変乱によるとき
 - (2) 地震、噴火または津波によるとき
- 5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 6 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。
- 7 第1項に定める保険料の払込の免除事由にかかわらず、被保険者が、保険期間の始期前に発生した傷害または疾病を直接の原因として、保険期間の始期以後に保険料の払込の免除事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、保険期間の始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第10条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表9）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

6. 保険料の払込

第11条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなつ

た場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金または死亡給付金を支払うときは、保険契約者から保険金または死亡給付金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金または死亡給付金とともにその保険金または死亡給付金の受取人に返還します。

- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金または死亡給付金を支払うときは、保険契約者から保険金または死亡給付金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金または死亡給付金とともにその保険金または死亡給付金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第12条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第13条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または死亡給付金を支払うときは、保険契約者から保険金または死亡給付金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金または死亡給付金とともにその保険金または死亡給付金の受取人に払い戻します。
- (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または死亡給付金を支払うときは、保険契約者から保険金または死亡給付金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金または死亡給付金とともにその保険金または死亡給付金の受取人に払い戻します。

7. 猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払保険料を払い込んでください。

い。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

8. 保険契約の復活

第16条 (保険契約の復活)

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活させることはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社は、未払込保険料を受け取った日か、復活の際の告知の日のいずれか遅い日を復活日とし、この日から保険契約上の責任を負います。
- 5 前項の規定にかかわらず、復活日が保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日以内の場合は、第3条（責任開始日）の責任開始日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡給付金の支払および保険料の払込の免除については復活の時から責任を負います。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

9. 解約および返戻金

第17条 (解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。

第18条 (返戻金)

- 1 保険契約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。ただし、保険金額を限度とします。
- 2 保険契約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第19条 (保険金または給付金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をできる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金または給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金、死亡給付金または生存給付金の支払事由が生じ、会社が保険金、死亡給付金または生存給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、つぎの各号の金額を債権者等に支払います。
 - (1) 第2項本文の金額
 - (2) すでに会社が債権者等に支払った金額がある場合、前号にかかわらず、第2項本文の金額からすでに債権者等に支払った金額を差し引いた金額
- 5 前項の場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金、死亡給付金または生存給付金の受取人に支払います。
- 6 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

10. 契約内容の変更

第20条 (保険料払込方法〈回数〉の変更)

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。

第21条 (保険期間または保険料払込期間の変更)

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間の変更をすることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第22条（がん入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、がん入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 3 本条の減額が行なわれたときは、減額分は解約されたものとみなします。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額が行なわれたときは、将来に向かって保険料を改めます。また死亡給付金の型が既払込保険料型の場合には、死亡給付金は減額後の保険料を基準に計算します。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

11. 保険契約の無効

第23条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
 - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第26条（告知義務違反による解除）および第28条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第24条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

12. 告知義務および保険契約の解除

第25条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第26条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込の免除を取り消します。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、死亡保険金受取人または給付金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第27条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、保険期間の始期の属する日（復活の場合には、復活日。以下本号において同じ。）からその日を含めて2年をこえて有效地に継続したとき。ただし、保険期間の始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除の事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第28条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（がん死亡保険金または死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときはその返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

13. 保険契約の自動更新

第29条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合には、保険契約は自動的に更新され継続されるものとします。この場合、保険期間満了日の翌日を更新日とします。
 - (1) 保険契約者から保険期間満了日の2週間前までに会社に、保険契約を継続しない旨の通知がないとき
 - (2) 保険期間満了日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 保険期間が終身または歳満了の保険契約のとき
 - (3) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。
- 4 第1条（保険契約の型）第1項に定める保険契約の型がA型の場合で、第9条（保険料の払込の免除）第1項の規定により保険料の払込を免除している保険契約が更新される場合、第1条第4項の規定にかかわらず、保険契約の型を生存給付金以外の保険金および給付金の種類が同一のB型に変更のうえ更新されるものとします。
- 5 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 6 更新後の保険契約のがん入院給付金日額および保険料は、つぎのとおりとします。
 - (1) がん入院給付金日額を基準に定めている保険契約の場合のがん入院給付金日額は、更新前の保険契約のがん入院給付金日額と同額とし、保険料は更新時の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 保険料を基準に定めている保険契約の場合の保険料は、更新前の保険契約の保険料と同額とし、がん入院給付金日額は更新時の被保険者の年齢によって計算します。ただし、更新後のがん入院給付金日額が会社の定めるがん入院給付金日額に満たない場合は、更新後のがん入院給付金日額は会社の定めるがん入院給付金日額とし、保険料は更新時の被保険者の年齢によって計算します。

- 7 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第14条（猶予期間および保険契約の失効）および第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 8 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は、更新日にさかのばって消滅します。
- 9 第5条（保険金および給付金の支払）および第23条（責任開始日前のがん診断確定による無効）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。ただし、死亡給付金の型が既払込保険料型の場合の死亡給付金の計算については、更新前の払込保険料は含まないものとします。
- 10 この保険契約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。
- 11 第2項第3号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第2項第1号および第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 12 保険料払込方法が一時払の場合は年払契約の猶予期間の規定を準用し、本条第7項および第8項の規定を適用します。

14. 保険金および給付金の受取人

第30条（保険金または給付金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金または死亡給付金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金または死亡給付金を死亡保険金受取人に支払います。

第31条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人または給付金受取人が2人以上の場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の死亡保険金受取人または給付金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人または給付金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第32条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人または給付金受取人を変更することができます。
- 2 生存給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人または給付金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人または給付金受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人または給付金受取人から保険金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 死亡保険金受取人または給付金受取人が保険金または死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人または給付金受取人とします。
- 5 前項の規定により死亡保険金受取人または給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人または給付金受取人となった者のうち生存している他の受取人を死亡保険金受取人または給付金受取人とします。
- 6 前2項により死亡保険金受取人または給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第33条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人または給付金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人または給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人または給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者

第34条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第35条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表9）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

16. 保険契約者の住所の変更

第36条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

18. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

19. 契約者配当

第40条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

20. 時効

第41条（時効）

保険金、給付金、返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

21. 管轄裁判所

第42条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における給付金の請求および保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第43条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金または死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、がん死亡保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかお

より第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

23. がん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則

第44条 (特則の付加)

- 1 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 この特則のみの解約はできません。

第45条 (がん高度障害保険金の支払)

- 1 この特則を付加した場合の、がん高度障害保険金の支払はつぎのとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
保 が ん 金 高 度 障 害	被保険者が責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、責任開始日以後の保険期間中に高度障害状態に該当したとき。 この場合、責任開始日前にすでに生じていた障害状態に責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額 (がん入院給付金日額に 保険契約締結時に定め た倍数を乗じて得た額)	死亡保険金受取人

- 2 がん死亡保険金を支払う前にがん高度障害保険金の支払請求を受け、がん高度障害保険金が支払われるときは、会社は、がん死亡保険金を支払いません。
- 3 がん死亡保険金を支払った場合には、その支払後にがん高度障害保険金の支払請求を受けても、会社はがん高度障害保険金を支払いません。
- 4 この保険契約が更新されない場合で、被保険者が保険期間満了日において、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として高度障害状態に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないためにがん高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなしてがん高度障害保険金を支払います。ただし、すでに生存給付金が支払われている場合には、支払うべきがん高度障害保険金から生存給付金を差し引いた額を支払います。
- 5 がん高度障害保険金が支払われたとき、この保険契約は消滅します。この場合、被保険者が高度障害状態に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。
- 6 被保険者が第5条（保険金および給付金の支払）第1項に定める入院中または通院期間中に、がん高度障害保険金を支払ったことによりこの保険契約が消滅した場合には、消滅時を含んで継続している入院またはその通院期間内の通院は、保険期間中の入院または通院とみなします。

第46条 (特則を付加した場合の取扱)

この特則を付加した場合の取扱はつぎのとおりとします。

- (1) 第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）第1項中「保険金」とあるのは「保険金（がん高度障害保険金も含みます。以下同じ。）」と読み替えます。
- (2) 第9条（保険料の払込の免除）の規定による保険料の払込の免除は取り扱いません。
- (3) 第43条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）中「がん死亡保険金または死亡給付金」とあるのは「がん死亡保険金、がん高度障害保険金または死亡給付金」と読み替えます。

24. 死亡給付金不担保特則

第47条 (特則の付加)

- 1 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 この特則を付加した場合、第1条（保険契約の型）第3項の規定は適用しません。
- 3 この特則のみの解約はできません。

第48条 (特則を付加した場合の取扱)

- 1 前条の規定によりこの特則を付加した保険契約については、第5条（保険金および給付金の支払）に規定する死亡給付金はありません。
- 2 この特則を付加し、被保険者が保険期間中にがん以外の事由で死亡した場合は、この保険契約は消滅します。この場合、会社は、死亡時の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 3 被保険者が責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後にがんを直接の原因として死亡したと会社が認めた場合は、がん死亡保険金を支払います。ただし、すでに前項に規定する解約返戻金を支払っていたときには、支払うべき金額から解約返戻金額を差し引いて支払います。
- 4 保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、第2項の規定にかかわらず、解約返戻金は支払いません。

第49条 (現在お取扱いをしていないため、記載を省略しております。)

第50条 (現在お取扱いをしていないため、記載を省略しております。)

27. 指定代理請求特約を付加した場合の特則

第51条 (指定代理請求特約を付加した場合の特則)

この保険契約に指定代理請求特約を付加した場合には、被保険者が給付金受取人として指定されたものとします。

28. 代理請求に関する特則

第52条 (給付金の代理請求に関する特則)

- 1 平成20年11月1日以前に締結された保険契約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。
- 2 この特則を適用した保険契約については、給付金の支払事由が生じた場合に、給付金受取人が被保険者と同一であり、給付金の受取人が給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときに、つぎのいずれかの条件を満たしている代理人は、請求書類（別表9）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、代理請求をすることができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 本条による給付金の請求については、第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

備考

1. 治療を直接の目的とした入院
美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。
2. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
3. 手術を受けたとき
手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとみなして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。

家族がん特約(01)

この特約の趣旨

この特約は、主契約の被保険者の妻または子が、がんと診断確定を受けた場合、がんにより死亡した場合、がんの治療を目的として入院した場合、手術を受けた場合または通院した場合に所定の給付を行なうことを主な内容とします。

第1条 (特約の締結および保険期間の始期)

- 1 この特約は、がん保険(01)契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の保険期間の始期はつぎのとおりとし、この保険期間の始期の属する日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における主契約の被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条 (特約の責任開始日)

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、家族死亡給付金の支払および特約保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。
- 3 この特約の締結後にこの特約の被保険者となった者については、この特約の被保険者となった時をその被保険者の保険期間の始期とし、その被保険者の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をその被保険者の責任開始日とします。

第3条 (特約の型)

この特約の型はつぎのとおりとし、主契約で選択された保険契約の型が、AⅠ型またはBⅠ型の場合はⅠ型、AⅡ型またはBⅡ型の場合はⅡ型、AⅢ型またはBⅢ型の場合はⅢ型、AⅣ型またはBⅣ型の場合はⅣ型とします。また、この型は以後変更できません。

特約の型	保険金および給付金の種類
I型	(1) 家族がん死亡保険金 (2) 家族がん入院給付金 (3) 家族がん長期入院給付金 (4) 家族がん手術給付金 (5) 家族がん診断給付金 (6) 家族がん通院給付金 (7) 家族死亡給付金
II型	(1) 家族がん死亡保険金 (2) 家族がん入院給付金 (3) 家族がん長期入院給付金 (4) 家族がん手術給付金 (5) 家族がん診断給付金 (6) 家族死亡給付金
III型	(1) 家族がん死亡保険金 (2) 家族がん入院給付金 (3) 家族がん長期入院給付金 (4) 家族がん手術給付金 (5) 家族がん通院給付金 (6) 家族死亡給付金
IV型	(1) 家族がん死亡保険金 (2) 家族がん入院給付金 (3) 家族がん長期入院給付金 (4) 家族がん手術給付金 (5) 家族死亡給付金

第4条 (特約の被保険者の型および範囲)

1 保険契約者は、この特約の付加の際、つぎの被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

2 この特約の被保険者は、つぎの各号に定める者とします。

- (1) 妻 この特約の付加の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者をいい、以下単に「妻」といいます。
- (2) 子 主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている者うち満20歳未満の者をいい、以下単に「子」といいます。

3 前項に定める者のうち、会社は、告知書に基づく選択上、引き受けられないと認めた者に対し、保険契約者の同意を得てその者を除いてこの特約を締結します。

第5条 (被保険者の資格の喪失)

1 この特約の保険期間の始期以後にこの特約の被保険者に該当することとなった者がある場合には、保険契約者は、請求書類(別表9)を会社に提出してください。会社が承諾する場合には、保険証券にその旨を表示する方法によります。被保険者となる同意があり、会社が承諾した場合には、請求書類を提出した時からこの特約の被保険者となります。ただし、子型の場合、新たに出生した子については出生した時からこの特約の被保険者となります。

2 つぎの各号に該当した場合には、該当した日からこの特約の被保険者でなくなります。

- (1) 主契約の被保険者と同一戸籍でなくなった日。ただし、主契約の被保険者の死亡による場合を除きます。
- (2) 子が満20歳になった日

第6条 (保険金および給付金の支払)

1 この特約の保険金および給付金の支払はつぎのとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」とい います。）	支 払 額	受取人	支払事由に該当しても保 険金および給付金を支払 わない場合（以下「免責 事由」といいます。）
(1) 家 族 が ん 死 亡 保 険 金	被保険者がその被保険者の責任開始日以後に診断確定された別表1に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）を直接の原因として、その被保険者の責任開始日以後のこの特約の保険期間中に死亡したとき	保険金額 (家族がん入院給付金日額 に特約締結時に定めた倍数 を乗じて得た額)	主 契 約 の 被 保 険 者	—
(2) 家 族 が ん 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① その被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること ② その入院が別表2－(I)に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること	(家族がん入院給付金日額) × (入院日数)	主 契 約 の 被 保 険 者	—
(3) 家 族 が ん 長 期 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① 家族がん入院給付金の支払事由を満たしている入院であること ② 入院日数が継続して181日以上であること	(家族がん入院給付金日額) × (特約締結時に定めた割合) × (180日を超える入院日数)	主 契 約 の 被 保 険 者	—
(4) 家 族 が ん 手 術 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。）を受けたとき ① その手術がその被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする手術であること ② その手術ががんの治療を直接の目的とすること ③ その手術が別表2－(I)に定める病院または診療所における手術であること ④ 別表4に定めるいづれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (家族がん入院給付金日額) × (別表4に定める給付倍率)	主 契 約 の 被 保 険 者	—
(5) 家 族 が ん 診 断 給 付 金	被保険者がその被保険者の責任開始日以後のこの特約の保険期間中に、つぎの①または②のいづれかに該当したとき ① 初めてがんと診断確定され、その治療を開始したとき ② がんと診断確定され、その治療を目的として別表2－(I)に定める病院または診療所における別表3に定める入院を開始したとき。ただし、①に該当した場合を除きます。	(家族がん入院給付金日額) × (特約締結時に定めた倍数)	主 契 約 の 被 保 険 者	—
(6) 家 族 が ん 通 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす通院をしたとき ① つぎの(ア)、(イ)および(ウ)のすべてを満たす別表3に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の別表5に定める通院（往診を含みます。以下同じ。）であること。 (ア) この特約の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする入院 (イ) その被保険者の家族がん入院給付金の支払事由に該当する入院 (ウ) 継続5日以上の入院 ② その通院が①の入院の直接の原因となったがんの治療を目的とした別表2－(II)に定める病院または診療所への通院であること	1回の入院のその通院につき、 (家族がん入院給付金日額) × (特約締結時に定めた割合) × (通院日数)	主 契 約 の 被 保 険 者	—

保険金 および 給付金 の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人	免 責 事 由
(7) 家 族 死 亡 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中にがん以外の事由で死亡したとき	(家族がん入院給付金日額) × (特約締結時に定めた倍数)	主 契 約 の 被 保 険 者	つきのいずれかにより被保険者が死亡したとき ① その被保険者の保険期間の始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の時）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の被保険者の故意

- 2 被保険者が、責任開始日以後の特約の保険期間中に死亡し、その後にがんを直接の原因として死亡したと会社が認めた場合は、前項の家族がん死亡保険金を支払います。ただし、すでに家族死亡給付金を支払っていたときには、支払うべき金額から家族死亡給付金額を差し引いて支払います。
- 3 この特約が妻型の場合、被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって家族死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金（責任準備金が家族死亡給付金をこえる場合には家族死亡給付金相当額）を、保険契約者に支払います。
- 4 前項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、この特約の責任準備金その他の返戻金は支払いません。
- 5 被保険者が入院中または通院期間中に家族がん入院給付金日額が減額された場合には、家族がん入院給付金、家族がん長期入院給付金、家族がん手術給付金および家族がん通院給付金の支払額は、各日現在の家族がん入院給付金日額に応じて計算します。
- 6 同一の被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表4に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ家族がん手術給付金を支払います。
- 7 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、家族がん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項第5号①の支払事由により家族がん診断給付金が支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、第8項の規定により家族がん診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内に家族がん診断給付金の支払事由に該当した場合は、家族がん診断給付金を支払いません。
- 8 被保険者が家族がん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日に家族がん入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、第1項第5号②の規定を適用します。
- 9 同一の被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、家族がん通院給付金は重複して支払いません。
- 10 同一の被保険者が家族がん入院給付金の支払対象となる日に第1項に定める通院をしたときは、家族がん通院給付金は支払いません。
- 11 同一の被保険者が、家族がん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなしてつぎのとおり取り扱います。ただし、家族がん入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- (1) 最終の入院の退院日を第1項に定める退院日とします。
- (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については第1項の通院とみなします。
- 12 同一の被保険者が第1項に規定する入院中または通院期間中につぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院またはその通院期間内の通院は、この特約の保険期間中の入院または通院とみなします。
- (1) この特約の保険期間が満了した時
- (2) 第5条（被保険者の資格の喪失）第2項の規定により、この特約の被保険者の資格を喪失した時
- 13 同一の被保険者の家族がん通院給付金の支払限度はつぎのとおりとします。
- (1) 1回の入院（第11項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院については、支払日数30日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1000日とします。

第7条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合に、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、家族死亡給付金を削減して支払います。

第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主契約の被保険者は遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金または給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表9）を会社に提出して保険金または給付金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約による保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第9条 (特約保険料の払込の免除)

- 1 つぎのいずれかに該当した場合は、会社は将来に向かってこの特約の次期以降の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合
 - (2) 主契約の被保険者が、保険期間中に死亡し、主契約のがん死亡保険金または死亡給付金が支払われたこと（削減支払の場合を含みます。）により主契約が消滅した場合
- 2 前項第1号の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は以後払込期月ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 前2項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 4 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。
- 5 第1項第2号に該当した場合、保険料の払込方法にかかわらず、この特約は当初定めた保険期間満了日まで有効に継続し、第17条（特約の更新）の取扱は行ないません。

第10条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。この場合、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第12条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)

- 1 猶予期間中に、保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第13条 (特約の復活)

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第14条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)

- 1 被保険者が告知前または告知の時からその被保険者の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。ただし、その被保険者がこの特約締結後にこの特約の被保険者となった者の場合には、その被保険者についてのみ無効とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
 - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第15条（告知義務および告知義務違反による解除）および第16条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第15条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第16条 (重大事由による解除)

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（家族がん死亡保険金または家族死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）またはこの特約の保険金もしくは給付金の受取人が保険金または給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む。）をした場合
 - (2) この特約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲

げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第17条 (特約の更新)

- 1 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱については、主約款の更新に関する規定を準用します。

第18条 (特約の解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類(別表9)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条 (特約の返戻金)

- 1 この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。ただし、保険金額を限度とします。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第20条 (特約の消滅)

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が死亡給付金の支払事由の発生により消滅したとき。ただし、主契約の死亡給付金を支払ったことにより、主契約が消滅した場合を除きます。
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) この特約の被保険者の型が妻型の場合、被保険者が死亡したとき
 - (4) この特約の被保険者の型が妻型の場合、被保険者が第5条(被保険者の資格の喪失)第2項第1号の規定に該当したとき。この場合、保険契約者はすみやかに会社にその旨を通知して下さい。
- 2 第1項第1号の場合、会社は、この特約の責任準備金(責任準備金が家族死亡給付金をこえる場合は家族死亡給付金相当額)を支払います。ただし、保険契約者が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、この特約の責任準備金その他の返戻金は支払いません。
- 3 第1項第2号および第4号の場合、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 1 この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 3 前項の規定によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、保険証券に表示します。

第22条 (家族がん入院給付金日額の減額)

- 1 保険契約者は、家族がん入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の家族がん入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約のがん入院給付金日額が減額され、この特約の家族がん入院給付金日額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の家族がん入院給付金日額を減額します。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類(別表9)を会社に提出してください。
- 4 本条の減額が行なわれたときは、減額分は解約されたものとみなします。
- 5 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第23条 (受取人の変更)

この特約の保険金または給付金の受取人を主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第24条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条 (管轄裁判所)

この特約における保険金、給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

【家族がん高度障害保険金支払特則】**第27条 (特則の付加)**

- 1 この特則の被保険者の型が妻型の場合で、主契約にがん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則が付加されているとき、この特約にこの特則を付加することを要します。
- 2 この特則のみの解約はできません。

第28条 (家族がん高度障害保険金の支払)

- 1 この特則を付加した場合の、家族がん高度障害保険金の支払はつぎのとおりです。

保険金 の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
保 族 族 が ん 高 度 障 害	被保険者がその被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、その被保険者の責任開始日以後の保険期間中に別表6に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。 この場合、その被保険者の責任開始日前にすでに生じていた障害状態にその被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額 (家族がん入院給付金日額に特約締結時に定めた倍数を乗じて得た額)	主契約の被保険者

- 2 同一の被保険者について、家族がん死亡保険金を支払う前に家族がん高度障害保険金の支払請求を受け、家族がん高度障害保険金が支払われるときは、会社は、家族がん死亡保険金を支払いません。
- 3 同一の被保険者について、家族がん死亡保険金を支払った場合には、その支払後に家族がん高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、家族がん高度障害保険金を支払いません。
- 4 この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において、その被保険者の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として高度障害状態に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために家族がん高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして家族がん高度障害保険金を支払います。
- 5 同一の被保険者が第6条（保険金および給付金の支払）第1項に規定する入院中または通院期間中に、つぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院またはその通院期間内の通院は、この特約の保険期間中の入院または通院とみなします。
 - (1) 第29条（特則を付加した場合の取扱）第1号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失した時
 - (2) 第29条第4号の規定により、この特約が消滅した時
- 6 第16条（重大事由による解除）第1項第1号中「保険料の払込の免除を含みます。」とあるのは「家族がん高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。」と読み替えます。

第29条 (特則を付加した場合の取扱)

この特則を付加した場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 家族がん高度障害保険金が支払われた場合には、その被保険者については高度障害状態になった時からこの特約の被保険者でなくなります。
- (2) 第8条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）第1項中「保険金」とあるのは「保険金（家族がん高度障害保険金も含みます。以下同じ。）」と読み替えます。
- (3) 主契約の被保険者ががん高度障害保険金が支払われたときは、第9条（特約保険料の払込の免除）第1項第2号の主契約のがん死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合の規定を準用します。
- (4) この特約の被保険者の型が妻型の場合、家族がん高度障害保険金が支払われたとき、この特約は消滅します。この場合、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。

【家族死亡給付金不担保特則】**第30条 (特則の付加)**

- 1 保険契約者は、この特約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 この特則のみの解約はできません。

第31条 (この特約の被保険者が死亡した場合等)

- 1 前条の規定によりこの特則を付加した特約については、第6条（保険金および給付金の支払）第1項に規定する家族死亡給付金はありません。
- 2 この特約の被保険者が死亡した場合には、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

備考

1. 治療を直接の目的とした入院
美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。
2. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
3. 手術を受けたとき
手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとみなして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。

別表1 対象となる悪性新生物

悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性性器の悪性新生物	C 51～C 58
男性性器の悪性新生物	C 60～C 63
尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

別表2-（I） 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つきの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2-（II） 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つきの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（柔道整復師法に定める施術所を含みます。ただし、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合に限りります。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表2-（I）に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、つぎのいずれかの手術をいいます。

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. 悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表5 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2-(II)に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表6 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)**1. 眼の障害（視力障害）**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表7 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病的診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病的診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火炎による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動搖（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表8 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

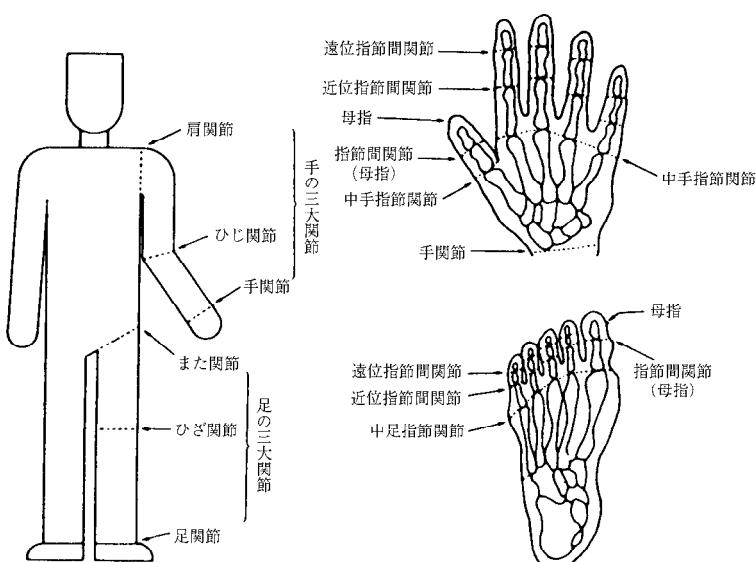
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



別表9 請求書類

〔I〕保険金・給付金の請求書類

請求項目	請求書類
① がん死亡保険金 家族がん死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 死亡した被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② がん入院給付金 がん長期入院給付金 がん手術給付金 がん診断給付金 家族がん入院給付金 家族がん長期入院給付金 家族がん手術給付金 家族がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ がん通院給付金 家族がん通院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
④ 死亡給付金 家族死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 死亡した被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
⑤ 生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
⑥ 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券
⑦ がん高度障害保険金 家族がん高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔II〕 その他の請求書類

請求項目	請求書類
① 特約の被保険者の資格の申込	(1) 会社所定のその被保険者の申込書 (2) その被保険者についての会社所定の告知書 (3) その被保険者の戸籍抄本 (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 保険証券
② 特約の被保険者の不存在	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の除籍謄本
③ 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
④ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金または給付金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 契約内容の変更 (1) 給付金日額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 保険料払込期間の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 特約の中途付加 (6) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
⑦ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑧ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑨ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑩ 他の同種類の保険への加入	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 生命保険契約申込書

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表10 既払保険料累計額

既払保険料累計額はつぎの金額とします。

- (1) 保険料の払込方法（回数）が月払、半年払または年払の保険契約
(がん入院給付金日額に対する月払保険料) × (経過月数)
- (2) 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約
がん入院給付金日額に対する一時払保険料相当額

（注） 1. 上記の月払保険料は、普通月払保険料率による主契約の保険料とします。
2. 上記の「経過月数」は、契約日から被保険者の死亡日までに経過した月数（1か月未満の端数は切り上げます。）とします。
3. 給付金額の減額が行なわれた場合は、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の給付金額であったものとして計算します。

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができる目的とするものです。

第1条 (特約の締結)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

- 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

第3条 (保険金等の代理請求)

- 保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の3親等内の親族
- 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。
 - 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
 - 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときは、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 前5項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

第4条 (告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

第5条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条 (特約の失效)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条 (特約の復活)

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条 (特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条 (特約の解約返戻金)

この特約には解約返戻金はありません。

第10条 (特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第11条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第12条 (指定代理請求人の変更)

- 1 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第13条 (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

第14条 (主約款等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第15条 (連生終身保険、連生終身保険（自由設計型）または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)

この特約を連生終身保険、連生終身保険（自由設計型）または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第16条 (こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則)

この特約をこども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号中「被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第17条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第18条 (家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則)

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約^⑥、家族疾病入院特約^⑥、家族成人病入院特約^⑥、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療^①用家族医療特約、医療^①用家族災害入院特約、医療^①用家族災害手術特約、医療^①用家族通院特約、新終身医療^①用家族医療特約、新終身医療^①用家族通院特約、家族がん特約^①、医療用家族手術見舞金特約または医療^⑧用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 年金支払特約の年金受取人は、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。
- 2 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」
 - (2) 第3条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条第1項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。
 - (4) 第8条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (5) 第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。
 - (6) 第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

第20条（年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 保険証券
② 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

団体扱特約

第1条 (特約の適用範囲)

- この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合
 - 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条 (契約日の特則)

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険①に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条 (保険料率)

- この保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）第1項の保険契約者の人数および第1条第2項第1号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。
 - 人数が20人以上の場合 団体保険料率A
 - 人数が20人未満の場合 団体保険料率B
- 前項の団体保険料率Aの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、6か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第5条 (保険料の払込)

- 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条 (保険料領収証)

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条 (特約の消滅)

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- 団体取扱契約が解約されたとき
- 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条 (特約が消滅した保険契約の取扱)

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条 (がん保険に付加した場合の特則)

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せざつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

特別団体扱特約

第1条 (特約の適用範囲)

- この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上あり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合
 - 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条 (契約日の特則)

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険①に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条 (保険料率)

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第5条 (保険料の払込)

- 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条 (保険料領収証)

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条 (特約の消滅)

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- 特別団体取扱契約が解約されたとき
- 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条 (特約が消滅した保険契約の取扱)

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条 (がん保険に付加した場合の特則)

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条 (医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則)

第4条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条 (変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則)

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せぬつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

集団扱特約

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と集団取扱契約を締結した官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等であって保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）に所属する社員、組合員、会員等（以下「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）またはその所属員と生計を一にする親族を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款または特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

1 この保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- (1) 人数が20人以上の場合 集団保険料率A
- (2) 人数が20人未満の場合 集団保険料率B

2 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて、会社の定めるところにより、つぎの払込期月から変更します。

第5条（保険料の払込方法）

1 この保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。

2 第2回以後の保険料は、集団で一括して払い込んでください。この場合には、会社は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があつたものとします。

3 この特約が適用される保険契約においては、保険料の前納および一括払の取扱は集団の保険契約全部についてのみ取り扱います。この場合、前条の規定によって集団保険料率Aの適用されている月払保険契約については会社所定の利率で割り引き、集団保険料率Bの適用されている月払保険契約については前条の規定にかかわらず普通保険料率を基準とし、主約款に規定する率で割り引きます。

第6条（保険料領収証）

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
- (2) 集団取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払・半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（集団との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込方法）またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い

込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第12条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

預金口座振替特約

第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
 - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること
- 前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

第2条（責任開始日および契約日の特則）

- この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。
- 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割り引きを行ないます。

第5条（保険料の払込）

- 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。
- 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

- 保険料振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）第1項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第1号、第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）第1号および第16条（年齢群別がん保険に付加した場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- 保険料振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - 月払契約の場合
翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

第7条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

- 保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- 保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。

- 4 前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。
- 5 指定口座または取扱金融機関等の変更に際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（特約の解除）

保険契約が第1条（特約の適用範囲）第1項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

- 1 月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続をしてください。
- 2 前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日をこの保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日をこの保険契約の契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第1回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。
- (4) 主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行ないます。

- (1) 第1回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日始をこの保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は前2号に定める保険期間の始期の属する日とします。

預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
- 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第2条（保険料の払込）

- この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとします。
- 前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあつたものとします。ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第3条（特約の失効）

- 保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
- 団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第4条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

第5条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第1条（特約の適用範囲）第1項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。
- 第1条第1項、第2条（保険料の払込）第1項および第3条（特約の失効）第1項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。
- 第3条第2項、第4条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 主契約締結の際にこの特約を付加する場合、この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始日（年齢群団別がん保険またはがん保険01に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
- 会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したとき（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成したとき）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジット利用票を使用した場合を除きます。
- 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないとき
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条（クレジットカード等の変更）

- 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。
- 提携カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。

第6条（特約の消滅）

- つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法〈経路〉への変更を行なってください。

第7条（主契約の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第8条（がん保険へ付加した場合の特則）

- 1 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。
 - (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
 - (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主たる被保険者が、がん以外の事由で死亡したときは、主約款の死亡給付金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
- 2 この特約をがん保険に付加した場合には、第4条（保険料の払込）の規定中「責任開始日」とあるのは「主約款の契約日」と読み替えます。

ご請求 について

保険金・給付金などの ご請求について

- 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために
- 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な保険金や給付金のお支払いについて説明しています。実際のご契約での取扱いは、それぞれのご契約内容・保険約款をご確認ください。

保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために

- 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために、
以下の**1～5の例を確認**してください。
- 該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、
カスタマーセンター（巻末に記載のお問い合わせ先）**または取扱営業店までお問い合わせください。**

1

他にひまわり生命でご加入のご契約はありますか？

複数の契約

ご家族名義の契約

- 複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

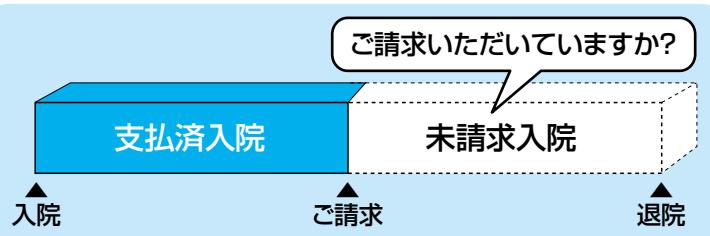
- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 家族として加入している契約がある。
(●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など)

2

過去に、入院中にご請求いただき、その後のご請求をいただいているご契約はありますか？

入院中の
入院請求

- 入院途中でご請求。その後、継続して入院している場合、その後の入院給付金をご請求いただいている場合があります。



3

ご請求いただいている 入院・手術・その他の保険金などはありますか？

入院を保障する契約にご加入の場合、

入院したが
未請求

- 入院給付金をご請求いただいているものはありませんか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

日帰りで
手術

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。

- 美容整形手術など、お支払いできない場合もございます。

手術給付金の保障のある保険種類

入院して
手術

- 手術給付金の支払対象とならない手術を入院して受けた場合、手術内容により、手術見舞金をお支払いできる場合があります。

手術見舞金の保障のある保険種類

以下の保険・特約にご加入の場合、

がん

- 特定疾病保険金をお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険
特定疾病保障終身保険

特定疾病前払式終身保険

脳卒中

- 特定疾病年金をお支払いできる場合があります。

特定疾病収入保障特約

急性心筋梗塞

- 保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

4

余命 6 か月以内と診断された場合、 保険金の請求ができる場合があります

病気やケガで
余命 6 か月
と診断された

- リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1 被保険者につき他契約と通算して 3,000 万円です。

※請求回数の限度は、1 契約につき 1 回限りとなります。

※お支払いに際しては、指定保険金額から 6 か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引きます。

5

死亡保険金などをご請求いただく場合、お亡くなりになる前の入院・手術治療はご請求いただいているですか？

入院
治療中に病院で
亡くなった

手術
した後に亡くなった

- 入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がついている商品にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございますので、保険証券で一度、保障内容をご確認ください。

保険金・給付金を お支払いできる事例・できない事例

この項目は、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約（特約）内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに
関しては保険約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがございます。

●がん保険の責任開始日は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目となります。

なお、ご契約が失効した場合には復活日より新たに保障を開始しますが、復活日が保険期間の始期からその日を含めて90日以内の場合には、失効する前の契約の責任開始日よりがんの保障を開始します。

1

がん死亡保険金・がん入院給付金などの お支払い【告知義務違反による解除】

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知しなかったが、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」でご入院された後に死亡された場合。

お支払い
できます

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」でご入院された後に死亡された場合。

お支払い
できません



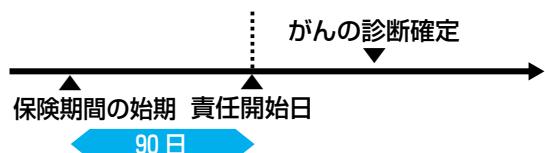
ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取り扱いが異なる場合があります。

2

初回のがん診断給付金のお支払い [責任開始日前に「がん」と診断確定された場合]

保険期間の始期から 91 日目以後に「胃がん」と診断確定され、治療が開始された場合。



お支払い
できます

保険期間の始期から 90 日以内に「胃がん」と診断確定された場合。



お支払い
できません



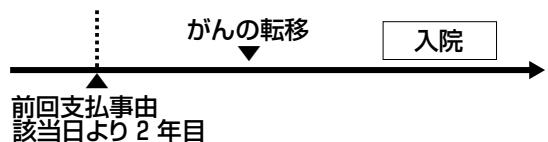
初回のがん診断給付金は、責任開始日以後に初めてがんと診断確定され、治療が開始された場合にお支払いします。

責任開始日より前に「がん」と診断確定されていた場合については、保険契約者および被保険者がその事実を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は無効となり、がん診断給付金はお支払いできません。

3

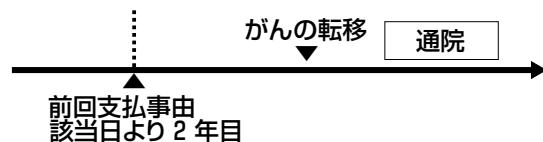
2回目以降のがん診断給付金のお支払い [支払事由に該当しない場合]

「胃がん」により、初めてがん診断給付金の支払事由に該当した日から2年経過後に肺への転移が発見され「肺がん」の診断確定をうけ入院された場合。



お支払い
できます

「胃がん」により、初めてがん診断給付金の支払事由に該当した日から2年経過後に肺への転移が発見され「肺がん」の診断確定をうけたが、通院による治療のみで入院されなかった場合。



お支払い
できません



がん診断給付金は、複数回お支払いしますが、以下の場合には2回目以降のがん診断給付金をお支払いできません。

- ①前回のがん診断給付金の支払事由に該当したときから2年を経過していないとき
- ②前回のがん診断給付金の支払事由に該当したときから2年を経過しているが、入院を伴わない場合。

4

がん入院給付金のお支払い [責任開始日前に「がん」と診断確定された場合]

責任開始日以後に「胃がん」と診断確定され、その治療のため入院された場合。



お支払い
できます

責任開始日より前に「胃がん」と診断確定され、その治療のため入院された場合。



お支払い
できません



がん入院給付金は、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的としてご入院された場合にお支払いします。

なお、がん入院給付金の責任開始日より前に「がん」と診断確定された場合は、保険契約者および被保険者がその事実を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は無効となるため、がん入院給付金はお支払いできません。

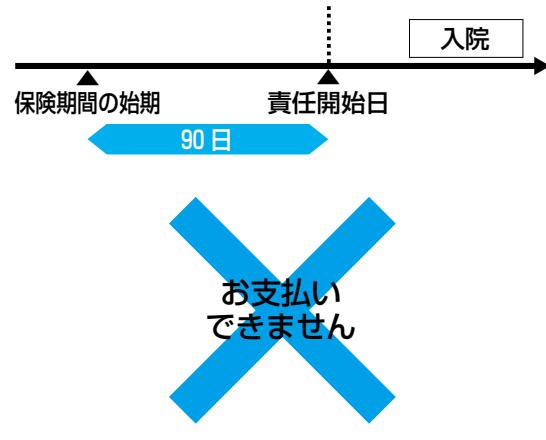
5

がん入院給付金のお支払い [支払事由に該当しない場合]

責任開始日以後に「胃がん」と診断確定され、その治療のため入院された場合。



責任開始日以後に「脳梗塞」を発病し、その治療のため入院された場合。

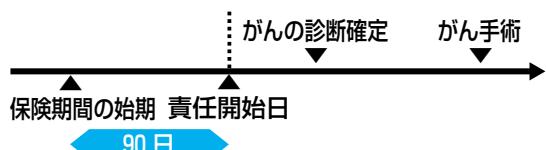


がん入院給付金は、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的としてご入院された場合にお支払いします。
なお、がん以外の疾病を治療目的とする入院については、がん入院給付金はお支払いできません。

6

がん手術給付金のお支払い [支払事由に該当しない場合]

責任開始日以後に「卵巣がん」と診断確定され、かつ、責任開始日以後にその治療を直接の目的として「卵巣摘出術」をうけた場合。



責任開始日以後に「卵巣腫瘍（良性）」の治療のため「卵巣摘出術」をうけた場合。



A large blue 'X' is overlaid on the timeline diagram. Inside the 'X', the text 'お支払いできません' (Payment is not possible) is written in blue.



がん手術給付金は、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として約款別表に定める所定の手術をうけた場合にお支払いします。
なお、がんの治療を直接の目的とする手術に該当しない場合については、がん手術給付金はお支払いできません。

7

がん手術給付金のお支払い [支払事由に該当しない場合]

責任開始日以後に「大腸がん」と診断確定され、かつ、責任開始日以後に治療のためファイバースコープ下大腸ポリープ切除術をうけ、手術日から 60 日経過後に 2 回目のファイバースコープ下大腸ポリープ切除術をうけた場合。



責任開始日以後に「大腸がん」と診断確定され、かつ、責任開始日以後に治療のためファイバースコープ下大腸ポリープ切除術をうけ、手術日から 30 日経過した日に 2 回目のファイバースコープ下大腸ポリープ切除術をうけた場合。



がん手術給付金の対象となる手術のうち、所定の手術（悪性新生物温熱療法、悪性新生物根治放射線照射、ファイバースコープまたはバスケットカテーテルによる手術）については施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付が限度となります。
お支払いできない場合の事例では前回手術日から 60 日を経過していませんので、2 回目の手術についてはがん手術給付金をお支払いできません。

MEMO

MEMO

MEMO

お問い合わせ・ご相談などについて

①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご意見は各窓口までご連絡ください。

○契約者ご本人様（保険金・給付金のご請求は受取人様）からお願いします。

○保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

○お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口																
■各種お手続き・お問い合わせ <table border="1"><tr><td colspan="8">お手続き例</td></tr><tr><td>① 保険金・給付金のご請求</td><td>⑤ 保険料払込口座の変更</td></tr><tr><td>② 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑥ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>③ 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑦ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>④ 保険証券紛失</td><td>⑧ その他お手続き</td></tr></table>	お手続き例								① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料払込口座の変更	② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約	③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ	④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 携帯・PHS OK 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例																	
① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料払込口座の変更																
② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約																
③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ																
④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き																
■苦情・ご意見のあるお客様	お客様相談室  0120-273-211 携帯・PHS OK 月曜日～金曜日 9:00～18:00																

※ 日曜日、祝日および 12 月 31 日～1 月 3 日は営業しておりません。

※ 携帯電話・PHS からも通話が可能です。

②当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.com>

当社ホームページでは 24 時間 365 日いつでも以下の手続き・ご契約内容照会等ができます。

○住所変更、保険料控除証明書再発行

○ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

③(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX では受付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として 1 か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

このページの内容は、平成 22 年 3 月 1 日現在のものです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に以下の項目の

「しおりの
ページ」

○クーリング・オフ制度について	26
○健康状態・職業などの告知義務について	48
○保険会社の責任開始時期について	50
○保険金・給付金をお支払いできない場合について	57
○保険料の払込について	60
○保険料払込猶予期間とご契約の失効について	62
○ご契約の復活について	64
○解約と解約返戻金について	67

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことながらですので、告知および保険料の受領など募集代理店・営業社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

疾病・医療保険

お客様のご契約に関する各種お手続きやお問い合わせ窓口

損保ジャパンひまわり生命力スタマーセンター



0120-563-506

(携帯電話・PHS からも通話が可能です)

○受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および 12/31～1/3 は営業しておりません)

(平成 22 年 3 月 1 日現在)



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

〒163-0435 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 35 階 TEL. 03(3348)7011
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com>

お問い合わせ先

「ご契約のしおり・約款」 一部内容変更のお知らせ

このたびお手元にお届けしました「ご契約のしおり・約款」に掲載しております内容に一部変更がございますので、お知らせいたします。この冊子は「ご契約のしおり・約款」とあわせてご一読のうえ、後ほどお送りいたします保険証券とともに大切に保管していただき、ご利用くださいますようお願い申しあげます。

〔追加内容〕

- ・保険金・給付金などのお支払いについて
「女性特定がん入院特約・女性特定がん手術特約」

〔追加特約条項〕

- ・女性特定がん入院特約
- ・女性特定がん手術特約

保険金・給付金などの お支払いについて

つぎの場合、保険金・給付金をお支払いします。

女性特定がん入院特約・女性特定がん手術特約

お支払いする 給付金	お支払事由	受取人
女性特定がん認定給付金	女性特有のがんと診断確定され、治療を開始されたとき（保険期間を通じて1回）	給付金受取人
女性特定がん入院給付金	女性特有のがんにより入院されたとき	
女性特定がん 在宅療養給付金	女性特有のがんで継続して20日以上入院し その後退院されたとき（1退院につき1回）	
女性特定がん手術給付金	女性特有のがんにより所定の手術を受けられたとき（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。）	

○女性特定がん認定給付金、女性特定がん入院給付金、女性特定がん在宅療養給付金、女性特定がん手術給付金は、特約の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者がお支払事由に該当されたとき、お支払いします。

○各給付金のお支払額はつぎのとおりです。

給付金	お支払額
女性特定がん認定給付金	女性特定がん入院給付金日額の100倍
女性特定がん入院給付金	女性特定がん入院給付金日額×入院日数
女性特定がん在宅療養給付金	女性特定がん入院給付金日額の10倍
女性特定がん手術給付金	女性特定がん入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

○その他主契約に準じたお取扱いとなります。

女性特定がん入院特約

この特約の趣旨

この特約は、主契約の被保険者が女性のとき、その被保険者が女性特定がんにより入院した場合、診断確定を受け治療を開始した場合または女性特定がんにより20日以上継続入院した後、生存して退院した場合に所定の給付を行なうものです。

第1条（特約の締結および責任開始日）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約日以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始日は、主契約の責任開始の日にかかわらず主約款に定める契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とし、会社は、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、前項の場合、この特約の中途付加日はつぎのとおりとし、この日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とします。

保険料と承諾の時期	中途付加日
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

- 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（がんおよび女性特定がんの定義および診断確定）

- この特約において「がん」および「女性特定がん」とは、別表1および別表2に定める悪性新生物をいいます。
- 女性特定がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

第3条（女性特定がん入院給付金、女性特定がん在宅療養給付金、女性特定がん認定給付金の支払）

- この特約の給付金の支払はつぎのとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性特定がん入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始日以後に診断確定された女性特定がん（別表2）の治療を直接の目的とする入院であること (2) その入院が別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること	女性特定がん入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額	給付金
女性特定がん在宅 療養給付金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき (1) 女性特定がん入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院し、在宅療養をしていること (2) その入院が20日以上継続した入院であること	1退院につき、女性特定がん入院給付金日額（退院日現在の女性特定がん入院給付金日額）に10を乗じて得た金額	受取人
女性特定がん認定 給付金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の保険期間中に、女性特定がんの診断確定を受け、その治療を開始したとき	女性特定がん入院給付金日額に100を乗じて得た金額	人

- 被保険者が女性特定がん以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、女性特定がんと診断確定され、その女性特定がんの治療を開始した場合には、その日からその女性特定がんの治療を直接の目的として入院したものとして前項の規定を適用します。
- 被保険者が入院中に女性特定がん入院給付金日額が減額された場合には、女性特定がん入院給付金の支払額は、各日現在の女性特定がん入院給付金日額に応じて計算します。
- 女性特定がん認定給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
- 女性特定がん在宅療養給付金が支払われた退院以後、その退院日を含めて30日未満に開始した入院については、その後のこの特約の保険期間中に女性特定がん在宅療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、女性特定がん在宅療養給付金を支払いません。
- 主契約ががん保険またはがん保険の場合は、この特約の給付金受取人は主契約の給付金受取人とします。

第4条 (特約消滅後入院の特別取扱)

- 被保険者が女性特定がんにより入院中につきの各号のいずれかに該当したことによりこの特約が消滅した場合、特約消滅後のその継続入院に対しては女性特定がん入院給付金および女性特定がん在宅療養給付金を支払います。
- (1) この特約の保険期間が満了したこと
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表3）に該当し、主契約が消滅したこと

第5条 (給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1 女性特定がん入院給付金または女性特定がん在宅療養給付金もしくは女性特定がん認定給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表6）を会社に提出して給付金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約による給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第6条 (特約保険料の払込の免除)

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 3 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第7条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第8条 (特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)

- 1 猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第10条 (特約の復活)

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。ただし、復活日が第1条（特約の締結および責任開始日）第3項に定める責任開始日からその日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を負います。

第11条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第12条 (重大事由による解除)

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または保険料の払込の免除事由による

保険料の払込の免除をしません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第13条（特約の更新）

- 1 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱については、主約款の更新に関する規定を準用します。

第14条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表6）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第15条（特約の返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第16条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
 この場合、この特約の解約返戻金があるときは、払済保険の保険金額および延長保険の延長期間の計算に際して、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
- 2 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号の場合、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 4 第1項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第17条（女性特定がん入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の女性特定がん入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の女性特定がん入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の保険金額、基準保険金額または入院給付金日額が減額された場合（主契約につぎの各号の特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額もしくは特約年金月額が減額された場合を含みます。）に、この特約の女性特定がん入院給付金日額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の女性特定がん入院給付金日額を減額します。
 - (1) 定期保険特約
 - (2) 通増定期保険特約
 - (3) 養老保険特約
 - (4) 収入保障特約
 - (5) 通増通減設計定期保険特約
 - (6) 終身保険特約
- 3 女性特定がん入院給付金日額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表6）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第19条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険

者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。

(1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。

(2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

(3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3 本条の適用がある場合は、第11条（告知義務および告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第20条（受取人の変更）

1 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、給付金受取人を変更することができます。ただし、主契約ががん保険またはがん保険(01)の場合は、この特約の給付金受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

2 前項の通知が会社に到達した場合には、給付金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表6）を会社に提出してください。

4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（主契約が特別条件付契約の場合の特則）

主契約が特別条件付契約の場合は、主契約の特定部位不担保法により定められた部位に生じた疾病（別表7に定める感染症を直接の原因とするときを除きます。）を直接の原因として、主契約で定められた不担保期間中に第3条（女性特定がん入院給付金、女性特定がん在宅療養給付金、女性特定がん認定給付金の支払）第1項に規定する給付金の支払事由に該当したときでも、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日に入院したものとして第3条の規定を適用します。

第25条（主契約の保険期間が終身に変換された場合の取扱）

主約款の規定により主契約の保険期間が終身に変換された場合は、この特約も同時に変換することができるものとします。この場合、主約款に定める保険期間が終身の保険契約への変換の規定を準用します。

第26条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第27条（特約の復旧）

1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第28条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1) この特約については、特別勘定による運用はしません。

(2) 第16条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

(3) 第17条（女性特定がん入院給付金日額の減額）の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第29条（がん保険(01)に付加する場合の特則）

1 この特約をがん保険(01)に付加する場合、第4条（特約消滅後入院の特別取扱）第2号は適用しません。

2 がん保険(01)にがん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。

第30条（この特約を指定代理請求特約が付加されている主契約に付加する場合の特則）

1 この特約を指定代理請求特約が付加されている主契約に付加する場合には、被保険者が給付金受取人として指定されたものとします。

2 第20条（受取人の変更）をつぎのとおり読み替えます。

「第20条（受取人の変更）

この特約の給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。」

備考

治療を目的とした入院

美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

別表1 悪性新生物（「がん」）

悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口腔、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性性器の悪性新生物	C 51～C 58
男性性器の悪性新生物	C 60～C 63
尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

別表2 対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）

対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
上皮内新生物（D00～D09）中の ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の 子宮内膜 外陰部 膣 その他および部位不明の女性性器	D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別
表

別表6 請求書類

項目	請求書類
① 女性特定がん入院給付金 女性特定がん在宅療養給付金 女性特定がん認定給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
② 契約内容の変更 (1) 入院給付金日額の減額 (2) 特約の中途付加 (3) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表7 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
バラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限ります。)	U04

女性特定がん手術特約

この特約の趣旨

この特約は、主契約の被保険者が女性のとき、その被保険者が女性特定がんの治療を目的として手術を受けたときに所定の給付を行なうものです。

第1条 (特約の締結および責任開始日)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、女性特定がん入院特約とともに主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約日以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始日は、主契約の責任開始の日にかかわらず主約款に定める契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とし、会社は、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、前項の場合、この特約の中途付加日はつぎのとおりとし、この日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とします。

保険料と承諾の時期	中途付加日
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条 (がんおよび女性特定がんの定義および診断確定)

- この特約において「がん」および「女性特定がん」とは、別表1および別表2に定める悪性新生物をいいます。
- 女性特定がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

第3条 (女性特定がん手術給付金の支払)

- この特約の給付金の支払はつぎのとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性特定がん手術給付金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。）を受けたとき <ol style="list-style-type: none">その手術がこの特約の責任開始日以後に診断確定された女性特定がん（別表2）を直接の原因とする手術であることその手術が女性特定がんの治療を直接の目的とすることその手術が別表4に定める病院または診療所における手術であること別表3に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、女性特定がん入院特約の女性特定がん入院給付金日額に別表3に定める給付倍率を乗じて得た金額	女性特定がん入院給付金の受取人

- 被保険者が時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ女性特定がん手術給付金を支払います。

第4条 (女性特定がん手術給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 女性特定がん手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は遅滞なく会社に通知してください。
- 支払事由が生じた女性特定がん手術給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表5）を会社に提出して女性特定がん手術給付金を請求してください。
- 前2項のほか、この特約による女性特定がん手術給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込の免除）

- 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。
 - 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。
 - 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に解約されたものとします。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 猶予期間中に、女性特定がん手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を女性特定がん手術給付金から差し引きます。
女性特定がん手術給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は女性特定がん手術給付金を支払いません。

第9条（特約の復活）

- 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。ただし、復活日が第1条（特約の締結および責任開始日）第3項に定める責任開始日からその日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を負います。

第10条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第11条（重大事由による解除）

- 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 女性特定がん手術給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性特定がん手術給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに女性特定がん手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第12条（特約の更新）

- 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。
- この特約の更新および更新後の特約の取扱については、主約款の更新に関する規定を準用します。

第13条 (特約の解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表5）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第14条 (特約の返戻金)

- 1 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金および責任準備金はありません。
- 2 この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約の解約返戻金および責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第15条 (特約の消滅)

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

この場合、この特約の解約返戻金があるときは、払済保険の保険金額および延長保険の延長期間の計算に際して、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
 - (4) 主契約に付加されている女性特定がん入院特約が前3号以外の事由により消滅したとき
- 2 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第2号および第4号の場合、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 4 第1項第3号または第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第16条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 1 保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表5）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第17条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金[▲]を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
 - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第10条（告知義務および告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第18条 (受取人の変更)

この特約の給付金の受取人を第3条（女性特定がん手術給付金の支払）第1項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第19条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条 (管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条 (主契約が特別条件付契約の場合の特則)

主契約が特別条件付契約の場合は、主契約の特定部位不担保法により定められた部位に生じた疾病（別表6に定める感染症を直接の原因とするときを除きます。）を直接の原因として、主契約で定められた不担保期間中に第3条（女性特定がん手術給付金の支払）第1項

に規定する手術を受けたときでも、女性特定がん手術給付金を支払いません。

第23条（主契約の保険期間が終身に変換された場合の取扱）

主約款の規定により主契約の保険期間が終身に変換された場合は、この特約も同時に変換することができるものとします。この場合、主約款に定める保険期間が終身の保険契約への変換の規定を準用します。

第24条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第25条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第26条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第15条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

備考

1. 手術
手術とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
2. 治療を直接の目的とした手術
診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

別表1 悪性新生物（「がん」）

悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
男性性器の悪性新生物	C60～C63
尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C7 ^r
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

別表2 対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）

対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
上皮内新生物（D00～D09）中の ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の 子宮内膜 外陰部 膣 その他および部位不明の女性性器	D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3

別表3 手術

「手術」とは、つぎのいずれかの手術をいいます。

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. 悪性新生物とともにファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 請求書類

項目	請求書類
① 女性特定がん手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 紙付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
② 契約内容の変更 (1) 特約の中途付加 (2) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（会社が提出を求めた場合）

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎（ポリオ）	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ（Crimean-Congo）出血熱	A98.0
マールブルグ（Marburg）ウイルス病	A98.3
エボラ（Ebola）ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

MEMO

平成 22 年 3 月



〒163-0435 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階 TEL. 03(3348)7011
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com>

お問い合わせ先

契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款の 一部内容変更のお知らせ

このたびお手元にお届けいたしました「契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」の掲載内容に一部変更がございます。「契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」とあわせてご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管していただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

《変更箇所》

「契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」の巻末、「お問い合わせ・ご相談などについて」の③部分

《変更内容》※下線部分が追加または変更箇所です。

③本商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX では受付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

〒163-0435 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 35 階 TEL. 03(3348)7011
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com>